

もおしん

DISCLOSURE 2018

ディスクロージャー誌



 真岡信用組合



ごあいさつ

皆さまには、平素より真岡信用組合に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年もここに、当組合についてより一層ご理解を深めていただきたく、平成29年度第67期の現況をとりまとめた「もおしんDISCLOSURE 2018」を作成いたしましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

さて、当組合は、協同組織金融機関の相互扶助の基本理念に基づき、地域を支える中小事業者や生活者等の立場に立ち、そのニーズにきめ細かく対応し、地域経済の発展に貢献する金融機関を目指してまいります。

平成29年度の我が国の経済は、米国の景気回復や中国経済の持ち直し等を背景に、企業部門がけん引役となり「緩やかな回復基調」が続いております。しかし、地方における中小企業にとっては少子高齢化や人口減少といった構造的な問題から、新規開業の停滞、人手不足、後継者問題、そして休廃業の増加など数多くの課題を抱えており、依然として景気回復を実感するに至っておりません。このような経済環境の下、当組合においてもマイナス金利政策の継続を背景に本業収益力の低下など収益環境は厳しい状況にありますが、協同組織金融機関として社会的使命をしっかりと守り、お客様が抱える課題と真摯に向き合い、金融仲介機能の更なる発揮に努めてまいります。

このような状況のもと、平成30年3月末の預金積金残高は 859億5,767万円と前期比2.84%の増加、また貸出金残高は太陽光関連融資を中心とした事業性資金や個人消費資金が伸び、398億5,527万円と前期比6.74%の増加となりました。収益面では貸出金利回りが低下する中、残高増加により貸出金利息は前期比2.04%の増加となりました。一方で、有価証券は低金利環境の影響から利息収入は減少しましたが、役職員一丸となって収益向上に努めた結果、当期純利益1億4,977万円の計上となりました。なお、経営の健全性を示す自己資本比率は11.47%と国内基準の4.0%を大幅に上回っており、高い健全性を確保しております。

中小企業の業況に改善の兆しが見られようとしている一方で、多くの経営課題に直面しており、地域経済の発展には活力ある中小企業の存在と成長が欠かせません。当組合は対話と足を駆使した対面営業で課題解決を実践し、将来性のある事業者の発掘、取引先企業の成長・発展等をサポートしてまいります。地域金融機関として、相互扶助の理念の下、顧客本位の持続可能なビジネスモデルの構築、さらにお客様との共通価値の創造に努めてまいります。

引き続き格別のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年7月

理事長 塚田 義孝

トピックス

新芳賀支店オープン記念 懸賞金付定期預金

「ハッピーチャンス」 当選番号抽選会

平成30年1月24日(水)に芳賀支店2階会議室において、懸賞金付定期預金「ハッピーチャンス」の当選番号抽選会を行いました。真岡新聞社様の立会いのもと抽選を行いました。



抽選会の様子

懸賞金付定期預金

「ハッピーチャンス」 当選番号表

抽選日：平成30年1月24日(水) 於：芳賀支店(2階会議室)

	懸賞金		当選番号		
特賞	10万円	各組共通 下4ケタ	3847 4209	2974 9755	8593
1等	1万円	各組共通 下3ケタ	067		
2等	5千円	各組共通 下3ケタ	931 136	797 269	334 242
3等	3千円	各組共通 下3ケタ	659 136	263 269	038 708
					242 849

※懸賞金は、定期預金の満期日にお支払い致します。
※懸賞金には、20.315%の源泉分離課税が適用されます。

ちかくにいるから、
チカラになれる。



当選番号

遺言代用信託商品 しんくみ相続信託 取り扱い開始

～オリックス銀行と信託契約代理店の業務委託契約を締結～

平成29年9月20日(水)にオリックス銀行株式会社と信託契約代理店の業務委託契約を締結し、信用組合専用の遺言代用信託商品「しんくみ相続信託」の取り扱いを開始しました。

真岡信用組合 ORIX

2017年9月20日

各位
真岡信用組合
オリックス銀行株式会社

**真岡信用組合、遺言代用信託商品「しんくみ相続信託」取り扱い開始
～オリックス銀行と信託契約代理店の業務委託契約を締結～**

真岡信用組合(本店：栃木県真岡市、理事長：坂田 義孝)とオリックス銀行株式会社(本店：東京都港区、社長：田中 輝之)は、このたびは信託契約代理店の業務委託契約を締結しました。真岡信用組合、本日より信用組合専用の遺言代用信託商品「しんくみ相続信託」の取り扱いを開始しますので、お知らせします。

「しんくみ相続信託」は、オリックス銀行の「かんたん相続信託」*の仕組みを活用した、信用組合専用の遺言代用信託です。インターネットなどの最新技術で独自の信託商品を提供するオリックス銀行と、地域密着型の対応営業に強みを持つ信用組合の特長を組み合わせた商品です。

お客さまは真岡信用組合をはじめ、信託契約代理店登録をした信用組合を通じてオリックス銀行と信託契約を結び、申し込み手続きから相続時の資金の受け取りまで、信用組合を窓口に行うことができます。

お客さまからお預かりした資金は、オリックス銀行が運用を行い、年1回配当金をお支払いします。相続発生時には、手続き完了後5営業日程度で、あらかじめ指定された相続人が資金を一括で受け取ることができます。

今後も真岡信用組合とオリックス銀行は、お客さまのニーズにお応えするサービスの提供に努めています。

*1：遺言の作成時分から保管・執行までを行う「遺言執行」とは異なり、相続が発生した場合には被相続人が指定した受益人(相続人)に対して資金の全額(または一部)を支払った信託商品
*2：信用組合専用の遺言代用信託商品「しんくみ相続信託」取り扱い開始
(2017年5月1日オリックス銀行プレスリリース)
*3：国内信託、遺言の遺言代用信託「かんたん相続信託」の取扱い開始
(2015年11月11日オリックス銀行プレスリリース)

真岡信用組合 ORIX

■「しんくみ相続信託」スキーム図

「しんくみ相続信託」の仕組み

申込人(ご本人さま)からお預かりしたご資金を、申込人(ご本人さま)に相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいた受益人の方に一括でお渡しする仕組みです。

申込人(ご本人さま)は、信託契約を結び、年1回配当金をお支払いいただきます。

1. 信託契約の締結
2. 金銭の信託
3. 信託財産の管理・運用
4. 一括受取

受益人(配偶者さま等)は、入用時に必要な書類を提出し、受益人(ご本人さま)に指定された資金を受け取ります。

※相続発生時の信託財産の管理・運用は、信託契約を締結した信託契約代理店が行います。

真岡信用組合 ORIX

■「しんくみ相続信託」商品概要

募集対象	個人のお客さま
受益人	1契約あたり指定相続人1名(未成年不可) (ただし、複数の契約を締結可能)
申込方法	オリックス銀行と信託契約のある信用組合店頭窓口
申込単位	100万円以上500万円以下(100万円単位) (ただし、お客さまが保有する金融資産の1/10までの金額)
信託期間	最長30年 (信託契約日が属する月と同一月の30年後の最終営業日)
中途解約	可能(ただし、前回計算期日の翌日以降の収益配当なし)
管理報酬	なし
申込手数料及び解約手数料	なし

■注意事項

- 申込人(ご本人さま)および受益人(相続人となる方が予定される方からご指定いただけます)は、日本国籍を有し、国内に住所を有する20歳以上で、代理人を必要とされない方となります。
- 他の相続人の遺留分を侵害している場合には、受益人へのお支払いができません。
- 受益人の方の遺留分等を考慮し、お支払いの金額を決定させていただきます。
- 管理報酬はかかりません。運用報酬として、運用報酬から申込人(ご本人さま)への収益金および信託事務の経費に必要な費用を差し引いた金額をオリックス銀行(受託者)は受領します。
- この商品は金融信託であり、預金とは異なります。予定配当がこれを保証するものではなく、オリックス銀行の利益の配当を行います。
- オリックス銀行は、信託委託先(一次債)に発生した場合はこれを完全に補てんします。ただし、オリックス銀行に信託業務に定める保険事故等が発生した場合には補てんできません。
- この商品は現金保険制度の対象となります。詳しくは、商品説明書をご覧ください。
- 信用組合は、この商品に係る信託契約の締結を媒介します。締結の代理は行いません。ご契約に際しては、お客さまとオリックス銀行(所属信託兼資金金融機関)がご契約の当事者となります。信用組合は、お客さまからこの商品に係る信託の委託を受けることについて、オリックス銀行から権限の付与を受けております。

以上

<本リリースに関するお問い合わせ先>
真岡信用組合 営業部 TEL: 0285-823486
オリックス銀行 懸賞金部 栃ノ真岡 TEL: 03-6722-9630

トピックス

外貨宅配サービスの取り扱い開始

平成30年3月13日(火)に「外貨宅配サービス」の取り扱いを開始しました。
米ドルやユーロ等の外国紙幣を、三井住友銀行と提携してお客さまの自宅または勤め先までお届けするサービスです。

特殊詐欺防止対策

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

「ニセ電話詐欺」や「還付金詐欺」等の特殊詐欺事件は、高齢者の方が多く被害に遭われ、全国的にもその被害が後をたたないのが現状です。

そこで当組合では、こうした被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、キャッシュカードによる振込機能の一部利用を制限させていただくこととしました。

対象となるお客さま

過去1年以上キャッシュカードによるATM振込をされていない70歳以上のお客さま

振込制限内容

ATMの振込限度額を「1,000円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるATMでの1,000円超の振込取引ができなくなります。

平成29年7月14日

お客さま各位

真岡信用組合

**キャッシュカード振込機能の一部利用制限について
(特殊詐欺防止対策)**

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、現在の「ニセ電話詐欺」や「還付金詐欺」等の特殊詐欺事件は、高齢者の方が多く被害に遭われ、全国的にもその被害が後をたたないのが現状です。
当組合では、こうした被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、キャッシュカードによる振込機能の一部利用を制限させていただくこととしました。
お客さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 対象となるお客さま**
平成29年6月30日現在で、過去1年以上キャッシュカードによるATM振込をされていない70歳以上のお客さま。
※今後は毎月末現在で上記条件となる方を対象といたします。
- 2. 振込制限内容**
対象となるお客さまについては、ATMの振込限度額を「1,000円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるATMでの1,000円超の振込取引ができなくなります。
※キャッシュカードによるお預入れ、お引き出しは、従来どおりご利用いただけます。
- 3. 対応開始日**
平成29年8月1日(火)
- 4. 対象となるお客さまでキャッシュカードによる振込取引を希望される場合**
平日の営業時間内にキャッシュカードとお届け印、本人確認書類をご持参のうえ、当組合窓口へお申し出ください。
ご本人確認のうえ、お振込みを可能とさせていただきます。

以上

 真岡信用組合

金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall II)への参加

現在、金融分野におけるサイバー攻撃の高度化が進む中、サイバーセキュリティの確保は、金融システム全体の安定のため喫緊の課題となっています。

そこで、当組合ではサイバーセキュリティ対策向上のため、平成29年10月26日に開催された「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall II)」に参加しました。

また、サイバーセキュリティへの対応を強化するため、「サイバー攻撃対応要領」、「サイバー攻撃対応コンティンジェンシープラン」を制定しました。

引き続き、サイバーセキュリティ事案の未然防止、事案発生時の迅速な復旧に向けた対応策、被害拡大防止策などの検討を行ってまいります。

株式会社エヌティティデータ経営研究所 御中

金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall II)
参加申込書

当社は、金融庁主催の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall II)」への参加を申し込みます。

1. 参加申込日 平成29年7月31日

2. 申込受理機関

住所 栃木県真岡市松木町1丁目13番地1

会社名 真岡信用組合

代表者 理事長 塚田義孝

平成29年8月18日

真岡信用組合 御中

住所 栃木県新千代田区千代田二丁目7番地10号
会社名 株式会社エヌティティデータ経営研究所
代表者 代表取締役社長 川島 龍樹

金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall II)
参加申込書

金融庁主催の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall II)」について、下記のとおりお申し込みを承りました。

概 要

■ 真岡信用組合の概要

(平成30年3月31日現在)

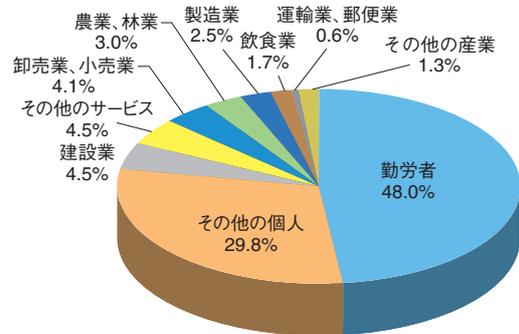
所在地	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1
創 立	昭和27年3月10日
出 資 金	555百万円
組 合 員 数	14,318名
預 金 積 金	85,957百万円
貸 出 金	39,855百万円
店 舗 数	6店舗
常勤役員数	81人
営 業 エ リ ア	栃木県真岡市、栃木市、小山市、 宇都宮市、下野市、芳賀郡、下都賀郡、 河内郡、塩谷郡高根沢町

■ 組合員の推移

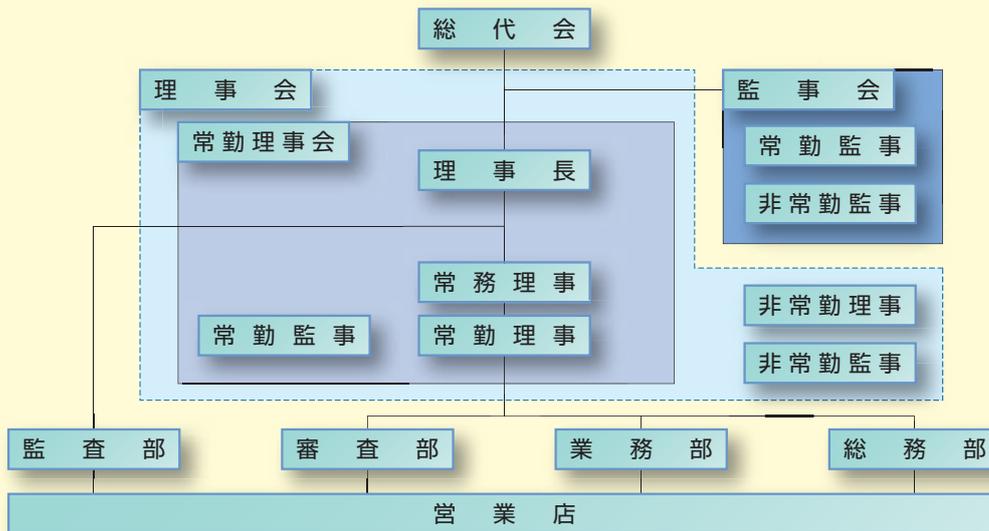
(単位：人)

区 分	平成28年度末	平成29年度末
個 人	13,291	13,242
法 人	1,065	1,076
合 計	14,356	14,318

■ 組合員の業種別構成



■ 組織図



■ 当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和27年3月10日／ 真岡市台町4,161番地において業務開始
初代理事長に塚田常吉 就任
- 昭和28年5月18日／ 本店を真岡市荒町1,100番地1に移転
- 昭和34年9月21日／ 益子支店開設
- 昭和36年8月24日／ 七井支店開設
- 昭和38年8月6日／ 芳賀支店開設
- 昭和50年7月17日／ 台町支店開設
- 昭和51年12月29日／ 預金残高 100億円達成
- 昭和58年3月31日／ 預金残高 200億円達成
- 昭和63年6月4日／ 理事長塚田常吉 会長に就任
二代理事長に塚田英一郎 就任
- 平成4年8月14日／ 預金残高 400億円達成
- 平成5年10月1日／ 日本銀行歳入復代理店認可
- 平成10年4月8日／ 荒町支店開設
同日、本店を真岡市並木町1丁目13番地1
に移転
- 平成10年4月30日／ 預金残高 500億円達成
- 平成10年6月19日／ 会長塚田常吉 顧問に就任
- 平成13年3月 / 創立50周年
- 平成15年12月15日／ 預金残高 600億円達成
- 平成18年3月 / 創立55周年
- 平成20年2月15日／ 預金残高 700億円達成
- 平成20年11月25日／ 荒町支店新築移転オープン
- 平成22年6月25日／ 理事長塚田英一郎 会長に就任
三代理事長に塚田義孝 就任
- 平成23年3月 / 創立60周年
- 平成24年12月17日／ 台町支店が長田支店へ名称変更し移転
所在地：真岡市長田187番地5
- 平成25年12月13日／ 預金残高 800億円達成
- 平成27年6月24日／ 会長塚田英一郎 相談役に就任
- 平成28年3月 / 創立65周年
- 平成29年4月3日／ 芳賀支店新築移転オープン

役員一覧

常勤役員



理事長 塚田 義孝



常務理事 豊田 光弘



常勤理事 渡辺 善美



常勤理事 瀬畑 渡



常勤監事 北川 哲也

非常勤役員



理事 田上 貴



理事 林 純一



理事 関口 勝義



理事 塚本 裕昭



理事 佐藤 政二



監事 埴 喜夫



員外監事 矢板橋 文夫

■ 理事および監事の氏名 (平成30年6月末現在)

- 理事長／塚田 義孝
- 常務理事／豊田 光弘
- 常勤理事／渡辺 善美
- 常勤理事／瀬畑 渡
- 常勤監事／北川 哲也
- 理事／田上 貴(*)
- 理事／林 純一(*)
- 理事／関口 勝義(*)
- 理事／塚本 裕昭(*)
- 理事／佐藤 政二(*)
- 監事／埴 喜夫
- 員外監事／矢板橋 文夫

■ 会計監査人の名称 (平成30年6月末現在)

- 公認会計士小川修事務所 公認会計士 小川 修

注) 当組合は、職員出身者以外の理事(*印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

総代会について

■ 総代会の仕組みと役割

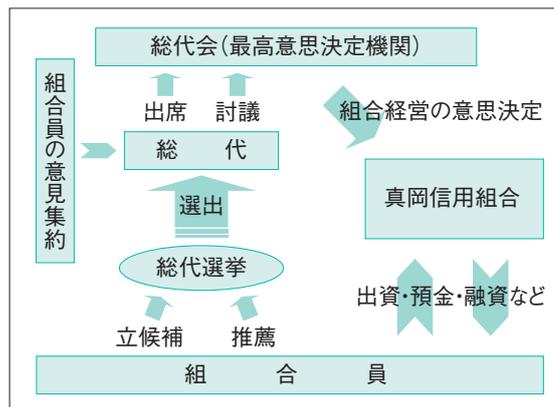
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員14,318名(平成30年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

また、当組合では、総代会に限定することなく、商工団体との意見交換会や総代の皆様との意見交換会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



■ 総代の役割

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員100人以上から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、推薦を含む)の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっており、平成28年5月に改選されました。なお、当組合は地区(選挙区)を3つの区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上110人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております(平成30年3月31日現在の組合員総数は14,318人)。

■ 第67期通常総代会の報告

第67期通常総代会は、平成30年6月26日(火)午後4時00分よりフォーシーズン静風にて開催されました。

下記の決議事項については、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

○ 報告事項

第67期事業報告ならびに貸借対照表及び損益計算書報告の件

○ 決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 利益剰余金処分案について承認を求める件 |
| 第2号議案 | 平成30年度事業計画及び収支予算案について承認を求める件 |
| 第3号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第4号議案 | 任期満了による監事改選の件 |
| 第5号議案 | 組合員の除名に関する件 |



第67期通常総代会

総代会について

■ 総代のご紹介

(敬称略・順不同・平成30年6月末現在)

総代氏名										
真岡地区(本店、長田支店、荒町支店の所轄地域) 総代定数：52名 総代数：50名										
木村 慎太郎◆	久保 明久④	鹿沼 正司②	上野 裕②	川崎 寛章①	秋山 康雄③	大瀧 和弘③				
酒寄 光男④	石田 順一④	細野 美貴②	山口 茂美⑦	高松 恒夫⑥	入江 一守①	猪瀬 住之②				
樋口 信之③	齊藤 敏彦②	加藤 敏夫⑤	舘野 正弘④	岩崎 鶴吉⑨	仲島 信男②	上野 徳浩⑨				
福田 慎⑦	青山 守男④	野澤 靖②	飯塚 正也◆	蓬田 辰男⑧	樋口 貴則②	暮田 紳一郎③				
海老原 恒光③	久保 恵一③	中川 栄一郎①	松本 孝市①	柴山 和之③	秋山 利之③	石坂 茂紀②				
神保 吉房⑦	菊嶋 達雄⑦	渡辺 正⑩	横田 透③	山口 久一郎③	細島 鉄夫②	柳田 耕太②				
伊藤 健①	上野 稔④	大幡 寛⑩	穂山 善勇⑥	藤枝 光充⑥	久保 浩彦◆	太田 耕造⑨				
松本 弘行①										
益子地区(益子支店、七井支店の所轄地域) 総代定数：30名 総代数：30名										
塚本 倫行③	柳 廣明①	大塚 和美①	塚田 光市⑧	萩原 新也⑦	関 幸一③	塚本 和也⑥				
飯塚 隆⑧	篠原 泰三③	大畑 和広④	鍛冶浦 豊④	鈴木 久仁章◆	酒寄 元吉④	山本 修一⑥				
大塚 啓栄⑧	佐久間 藤也②	大山 正樹①	大塚 久男④	平野 良和⑩	柳 一己①	岩崎 秀樹①				
茂垣 茂③	荒山 昌久②	岩崎 信⑥	清水 益栄②	細野 廣美③	大岡 正四◆	高田 実⑨				
藤澤 通之⑤	福田 重孝◆									
芳賀地区(芳賀支店の所轄地域) 総代定数：18名 総代数：17名										
小林 久人③	荒川 守③	小玉 裕一①	小松 幸一①	大林 栄一⑥	磯 親悦④	小筆 純男④				
堀内 一浩①	水沼 孝夫②	鈴木 彰一①	水沼 正①	古谷 好正③	稲延 和幸③	小金 幹典①				
矢口 實①	塩田 秀樹③	鈴木 義恵⑨								

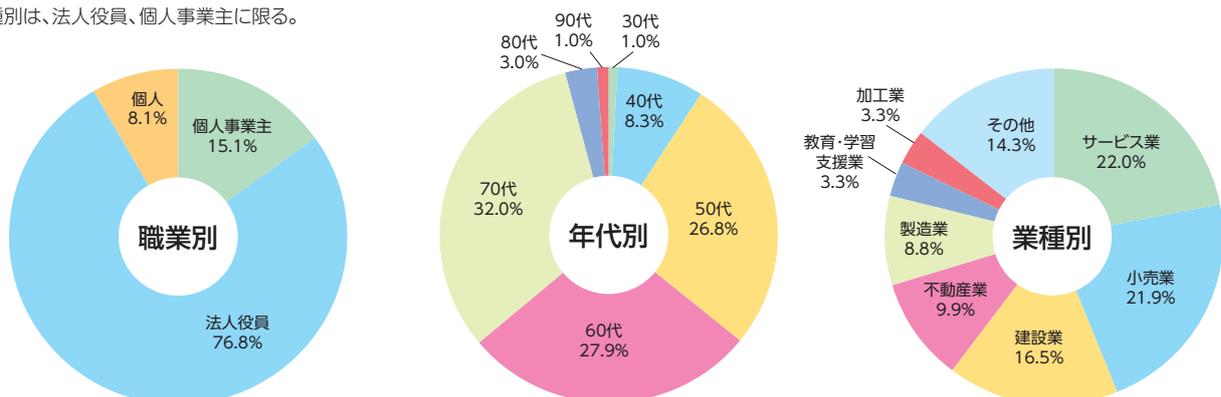
(注) 1. 氏名の後に就任回数を記載しております。
2. 就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております。

■ 総代の属性別構成比

(平成30年6月末現在)

職業別	個人 8.1%、個人事業主 15.1%、法人役員 76.8%
年代別	30代 1.0%、40代 8.3%、50代 26.8%、60代 27.9%、70代 32.0%、80代 3.0%、90代 1.0%
業種別	サービス業 22.0%、小売業 21.9%、建設業 16.5%、不動産業 9.9%、製造業 8.8%、教育・学習支援業 3.3%、加工業 3.3%、その他 14.3%

※業種別は、法人役員、個人事業主に限る。



取引先等への支援状況等

第2期 もおしん経営塾

昨年度に引き続き、当組合の営業エリアで次世代の経営者や幹部を対象に第2期生を募集し、67名の申込みをいただきました。経営者のスキル向上や異業種とのネットワークづくりの場とする目的として、全4回のカリキュラムで実施しました。

1回目と4回目にはセミナー終了後に懇親会を設け、情報交換を通じて親睦が図れました。



もおしん経営塾



「ものづくり企業展示・商談会2017」の共催

地元企業の販路拡大の支援、地域経済の活性化に貢献することを目的とした、関東圏内の製造業者を一堂に招いて開催する「ものづくり企業展示・商談会2017」を、足利銀行が主催、県内信用組合、信用金庫及び栃木県と栃木県信用保証協会が共催し、平成29年12月12日(火)に宇都宮市のマロニエプラザ大展示場で開催いたしました。

この商談会には当組合でお取引いただいている企業3社が出展いたしました。

「2017 しんくみ食のビジネスマッチング展」

全国の信用組合とお取引をいただく皆様に、新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーとの出会いの場を提供し、販路拡大・新商品開発・商品PR・販売促進等を通じて、事業発展並びに地域振興に繋げていただくことを目的とした「しんくみ食のビジネスマッチング展」を、全国信用協同組合連合会、一般社団法人 全国信用組合中央協会、一般社団法人 東京都信用組合協会が主催、都内全信用組合及び全国参加信用組合が協賛し、平成29年10月25日(水)に池袋 サンシャインシティ文化会館3階で開催いたしました。

このビジネスマッチング展には当組合でお取引いただいている企業1社が出展いたしました。

当組合は、今後もお客さまのニーズにあったビジネスマッチングの機会を提供してまいります。

地域サービスの充実

もおしんインターネットバンキング、ペイジー(Pay-easy)

「もおしんインターネットバンキング」は各種取引照会、振込振替、総合振込、給与・賞与振込などにご利用になれます。平成30年4月2日(月)から「でんさいネット」の提供も始めました。

セキュリティ対策も行っており、安心してご利用いただけます。

また、ペイジー(Pay-easy)をご利用いただくと手数料無料で場所を選ばず簡単に税金や国民年金保険料、ネットショップでのお買い物の支払いができます。

もおしんインターネットバンキング

1. 簡単
新たな機器や専用紙幣を挿入する必要がなく、インターネットに接続できるパソコンがあれば、ご利用することができます。

2. 便利
事務所内だけでなく、現金残高や入出金明細などの照会、振込・振替、総合振込、給与(賞与)振込が行えるので、経理事務の自動化が図れます。

3. 経済的
お振込手数料は窓口よりお安くご利用いただけますので、経費削減が図れます。

4. 安心
ワンタイムパスワードまたは、クライアント証明書をご利用いただけます。

サービス内容のご案内

【各種取引照会】
ご登録いただいたご利用口座の残高照会・入出金明細照会を行うことができます。

【給与・賞与振込】
ご登録いただいたご利用口座から、指定した従業員様の口座、日付、金額を指定し、振込を行うことができます。
※法人・個人事業主の両方が可能です。

【振込振替】
当組合本支店のほか、他行にもお振込ができます。お振込指定日持ちろんのこと、お振込指定日の28営業日前からのご予約も可能です。

【総合振込】
ご登録いただいたご利用口座から、取引毎に振込先口座、振込日、金額を指定し、複数の振込を一括で行うことができます。

- ・もおしんインターネットバンキングをご利用いただくには、当組合に当座預金口座または普通預金口座が必要で、インターネットが接続できる環境とメールが受信できるメールアドレスが必要となります。
- ・利用手数料については、法人・個人事業主のみ、月額1,000円(税込)を毎月残高口座からお引き落としさせていただきます。なお、総合振込、給与・賞与振込サービスをご利用の場合は、月額3,000円(税込)となります。
- ・振込手数料は、振込ごとに所定の手数料をお支払いいただけます。
- ・給与(賞与)振込および口座振替もご利用いただく際には、別途申込みが必要となります。

詳しくは窓口にお問い合わせください

真岡信用組合

税金やネットショップでのお買い物はしんくみペイジーで支払えます。

ペイジーなら、手数料無料で場所を選ばずカンタンに。ネットバンキングから税金や国民年金保険料、ネットショップでのお買い物の支払いが出来ます。

このマークの入ったお財布の裏面にネットバンキングで入力するだけ!

お支払い方法は裏面をチェック! →

- 夜間・土日・祝日
ペイジーマーク付きの納付書なら
夜間・土日祝日も支払OK!
- ネットバンキングで自宅や外出先からPC・スマートフォンでお支払OK!
- 自分で操作して支払うから
プライバシーも守れて安心・安全!

当組合ATM手数料が終日無料

もおしんのキャッシュカードなら当組合ATM手数料が終日無料となります。土日祝も無料でますます便利になりました。

もおしん
のキャッシュカードなら
当組合ATM終日無料!

セブン銀行ATMなら
平日 8:45~18:00
土曜 9:00~14:00
手数料 0円
時間外でも108円

とちまるネット(ATM地域連携)

栃木県内7つの金融機関(真岡信用組合・那須信用組合・足利銀行・栃木信用金庫・佐野信用金庫・大田原信用金庫・烏山信用金庫)が提携し、平日(8:45~18:00)のATMお引き出し手数料が無料となっております。

平日ATM手数料無料

- 真岡信用組合
- 那須信用組合
- 足利銀行
- 栃木信用金庫
- 佐野信用金庫
- 大田原信用金庫
- 烏山信用金庫

文化的・社会的貢献に関する活動

「しんくみピーターパンカード」の寄付金を寄付

平成29年9月1日(金)、当組合と那須信用組合、全国信用協同組合連合会、(株)オリエントコーポレーション、栃木県信用組合協会の5団体の協力で、社会福祉法人益子のぞみの里福祉会 障害者福祉施設美里学園に「しんくみピーターパンカード」の寄付金13万円を寄付しました。



「愛の献血活動」の実施

平成29年9月6日(水)、平成30年2月16日(金)の両日、本店駐車場において献血活動を行いました。当組合職員のほか、近隣住民の方からもご協力いただきました。

「振り込め詐欺等撲滅キャンペーン」の実施

平成29年9月2日(土)に真岡市、益子町、芳賀町のスーパーなど11ヵ所で、地元警察官(真岡警察署生活安全課や交番)の方にも参加いただき「振り込め詐欺等撲滅キャンペーン」のチラシを配布し、注意を呼びかけました。今後も被害を防ぐように、お客様への声掛けを実施してまいります。



事業方針

経営理念

地域の発展に奉仕します。

当組合は、協同組織金融機関の基本理念を持って、地域社会に奉仕の精神で貢献し、地域の人々から親しまれ、かつ、信頼される組合を目指します。

経営方針

1. 地域密着型金融の推進

地域の中小企業ならびに地域生活者の幸せのため、金融による地域貢献および社会貢献活動を行う。

- ◆ **ライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮**
継続的な取引関係を通じて、財務面のみならず事業面においても課題等を把握・分析し、必要に応じて外部機関等の積極的な活用を行う。
- ◆ **地域経済の活性化への貢献**
利用者や地域の関係機関等との日常的継続的な接触による地域情報の収集や、ノウハウ、人材の蓄積等に努める。
- ◆ **地域や利用者に対する積極的な情報発信**
地域密着型金融の取組みに関して、地域や利用者に対して積極的に情報発信をする。
- ◆ **各種支援策の取組**
コンサルティング機能を発揮し、創業、事業承継、各種公的支援機関への紹介、販路拡大など取引先の積極的各種支援に取り組む。

2. 堅実経営の堅持

経営の堅実性を堅持し、地域金融機関として社会的責任と公共的使命を自覚して社会的信用を高める。

- ◆ **コンプライアンス経営の推進**
経営の健全性を高め社会からの信頼をより確かなものとするため、常にコンプライアンスを念頭に置き健全経営に努める。
- ◆ **営業基盤の強化**
当組合をメイン取引金融機関とする顧客を増やし、また、地域経済を支える事業先との取引、当組合を支える組合員を増強することで強固な営業基盤の構築を目指す。

3. 収益力の強化

良質な運用資産の増加と経営の効率化を推し進める。

- ◆ **融資推進の強化**
顧客との取引を深めるとともに融資情報の収集に努め、量的拡大のための事業資金、安定した収益源となる個人ローンの獲得に繋げる。
- ◆ **役務収益の拡大**
顧客との取引深耕による保険販売促進・為替取引・口座振替取引の掘り起こしを行い、役務収益増強に努める。
- ◆ **資金運用の強化**
預貸金のバランス、市場動向、金利リスク等を検討しつつ、収益を確保すべく効率的な資金運用を目指す。
- ◆ **不良債権の改善**
適正な償却引当の実施、取引先への経営支援等により不良債権の改善を目指す。

4. リスク管理態勢の確立

金融機関が抱える各種リスクを把握し、リスクとリターンおよび所要自己資本を適切に維持するため、統合的リスク管理態勢を構築する。

- ◆ **統合的リスク管理態勢の構築**
リスクを総体的に捉えたうえで経営体力(自己資本)と比較・対照する統合的リスク管理態勢の構築に努める。

5. 人材育成

役職員一人ひとりが高度化・多様化する顧客ニーズに適切に応えていかなければならない。研修会の実施等により融資能力の向上、業務能力の向上、さらに資格取得の奨励等による金融知識の習得を図り、業務能力の強化に努める。

- ◆ **人材育成体系の整備**
人材育成計画の中でどのような資格取得、自己啓発を実施すべきかを検証、人事考課へ反映する。
- ◆ **融資推進能力の向上**
顧客を知る、顧客の事業を知ることにより消費者ニーズを収集し、顧客が要望しているニーズに対応できるコンサルタント能力を持つ職員の育成を行う。
- ◆ **金融知識の習得**
外部研修への参加、当組合内での内部研修の実施等による能力向上、また、資格取得等の積極的な自己啓発により、顧客より信頼される職員育成を目指す。

当組合のビジネスモデル

当組合は小規模金融機関である。小さい金融機関だからできる事、それは地域とのふれあいを大切に、お客様に寄り添い、スピーディに、そしてきめ細やかな金融サービスを行うことです。

- ◆ **定期積金を切り口に足を使った営業**
『私達は足を使って毎月1回訪問するのが強み。訪問を重ねることで信頼関係を築き情報を得、これを活用して融資につなげる。定期積金は残高やコストを考えるのではなく、情報を得るための手段と考えるべき。スピードをもって。』

お客さま本位の業務運営についての基本方針

真岡信用組合は、当組合の経営理念に基づき、地域社会に奉仕の精神で貢献し、地域の人々から親しまれ、かつ信頼される金融機関を目指すこととし、以下の基本方針を策定いたしました。

この方針を全役職員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによって、これまでの活動を通じて築かれたお客さまとの信頼関係を更に高めてまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

- ・お客さまの立場にたち、お客さまの取引目的、知識、取引経験、資産状況などを十分に把握して、お客さまのニーズに合った金融商品や金融サービスの提供に努めてまいります。
- ・お客さまからの相談には誠意をもって迅速に対応し、ご要望・苦情は業務運営の改善に活かしてまいります。

2. 利益相反の適切な管理

- ・既に公表しております「利益相反管理方針」に基づき、お客さまの利益が不当に損なわれることがないように対応してまいります。

3. 重要な情報の分かりやすい提供

- ・金融商品や各種サービスを提案する際には、当該商品、サービスの説明に加え、リスクや手数料など重要な情報を分かりやすくご説明いたします。

4. 職員に対する適切な動機づけ等

- ・お客さまのニーズに合った最適なサービスの提供と、金融商品の提案・販売を行うため、職員への研修や勉強会、各種資格取得の推奨等を通じて人材育成に努めてまいります。

経営状況

■ 主要な経営指標

預金・貸出金の推移

預金の状況

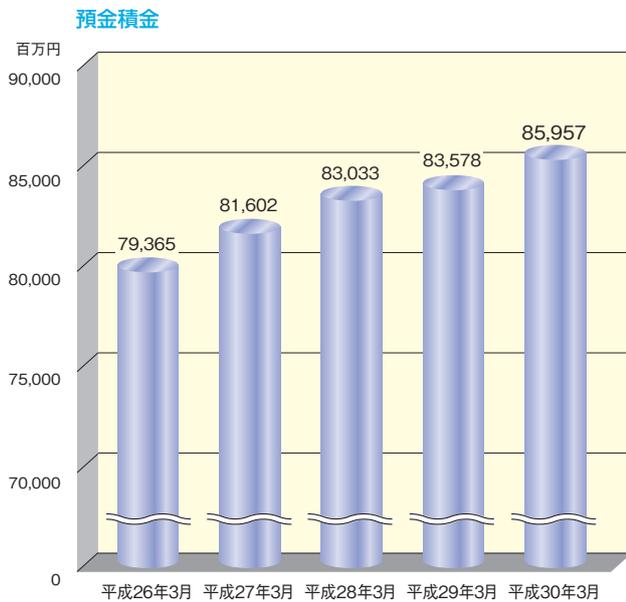
Q どの地域から預かっていますか？

A 当組合は、協同組織金融機関の相互扶助の基本理念のもと、地域密着型の金融機関として、営業エリア内に居住される方と、事業を営まれる中小事業者、そこに勤務される方々を対象に営業しております。

Q どのような方から預かっていますか？

A 当組合とお取引いただいております方々は、勤労者、年金受給者、農家、各種の中小事業者など、各営業店の近くで、その地域と深い関わりを持って生活されている方々ばかりです。

3月末でご預金のお取引先は33,422人の個人の皆様と、2,176先の法人等となり、預金残高は普通預金、定期預金を中心に23億円増加し、859億円となりました。



貸出金の状況

Q どのように運用されていますか？

A お預かりしておりますご預金は、「貸出金」として営業エリア内の中小事業者や事業経営者、勤労者の方々にご融資しております。

また、いつでも皆様の普通預金や当座預金などのお支払いに応じられるよう、「支払準備資金」として安全で堅実な系統機関への「預け金」、国債や地方債、また一定水準以上の高い格付けの事業債などに投資し、安定した利息収入の確保を目指し運用しております。

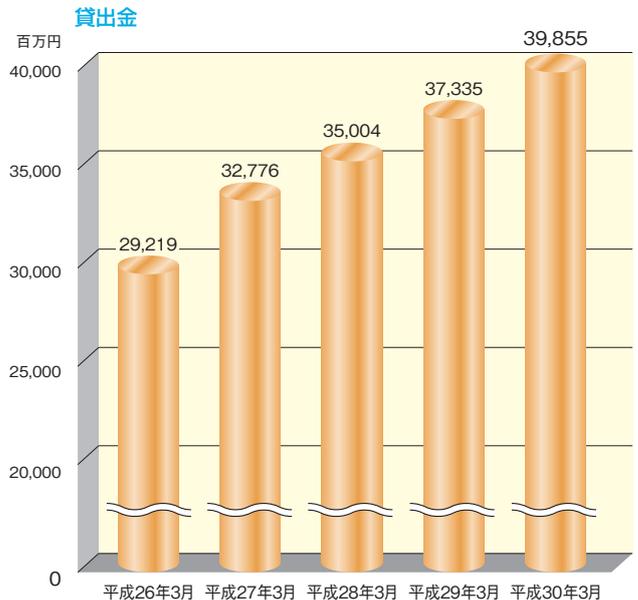
Q どのような方に融資されていますか？

A 製造業や小売業、サービス業など中小企業に対する貸出金が65.0%、勤労者・個人世帯などへの貸出金が35.0%となっております。

ご融資のうち中小事業者向けの事業資金の用途は、工場建設資金や機械設備資金などのいわゆる「設備資金」と、手形の割引や商品の仕入れ資金などの「運転資金」です。

また、勤労者の多くの方々には、主に「住宅関連資金」や「生活関連資金」として幅広くご利用いただいております。

3月末の貸出金残高は太陽光関連融資を中心とした事業性資金や個人消費資金が伸び、398億円となりました。



貸出金以外の運用について

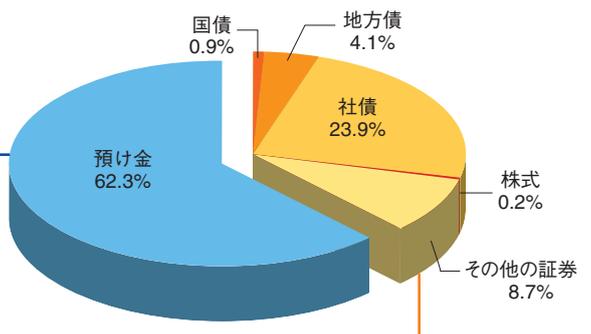
当組合は、お客さまからお預かりしておりますご預金は、「貸出金」としてのご融資のほか、預け金や有価証券等により運用を行っております。

このうち、預け金は主に全国信用協同組合連合会の定期預金に、有価証券は国債、地方債をはじめ社債など高格付けの債券を中心に運用しております。

預け金 41,974百万円

有価証券 25,436百万円

平成30年3月末残高

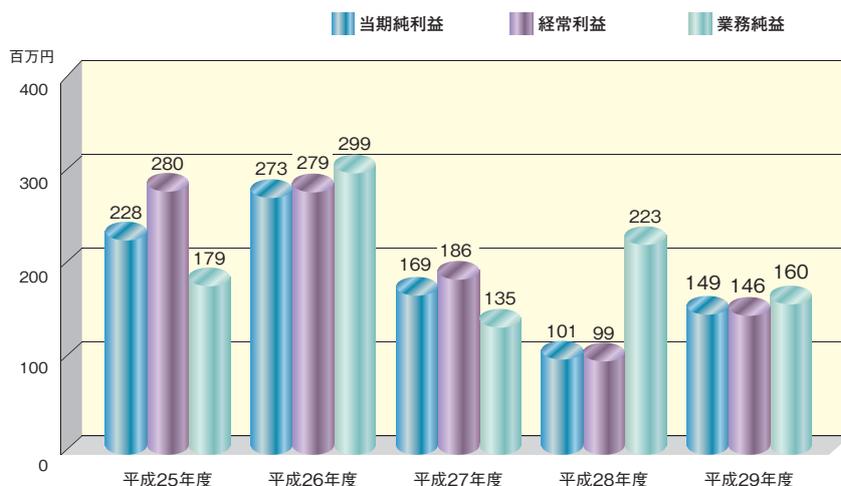


当期純利益、経常利益、業務純益の推移

業務純益は、預金・貸出金・有価証券利息などの収支である「資金利益」、各種手数料の収支である「役務取引等利益」、債券などの収支である「その他業務利益」を合計した「業務粗利益」から、「経費」および「一般貸倒引当金繰入額」を差し引いたものです。信用組合の本来的な業務に関する収益力を表しており、一般企業の「営業利益」にあたります。

経常利益は、「経常収益」から「経常費用」を差し引いたものです。

また、当期純利益は「経常利益」にその年限りの特別な利益や損失を加減して、税金を差し引いた後の最終的な利益のことです。



■ 預り資産の状況

預り資産（個人向け国債、個人年金保険等）の状況

多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えし、個人向け国債・個人年金保険等の商品を取り扱っております。今後も経済情勢、金利動向を踏まえお客さまの資産運用のお手伝いをしてまいります。



自己資本額・自己資本比率の推移

自己資本比率は、信用リスク・アセット（総資産のうち、万が一の場合に貸倒れの可能性がある資産）等に対して、出資金などの自己資本がどれだけあるかを示す指標のことです。多額の貸出金の回収ができないような場合には、自己資本を取り崩して処理することとなる可能性もあります。自己資本が大幅に減ってしまうと、経営が困難となってきます。また、金融機関には自己資本比率規制が課せられております。

自己資本比率規制とは、自己資本比率を一定水準以上に保つことによって、経営の健全性を確保しようとするもので、重要な指標の一つとなっています。国内のみで営業を行う金融機関は4%以上の自己資本比率が求められております。

平成29年度は当期純利益の計上から自己資本が増加、またリスク・アセットも貸出金を中心に増加したことから、自己資本比率は11.47%となりました。引き続き国内基準の4%を大幅に上回っており、健全な財務内容であることに変わりありません。



経営状況

『資産自己査定債務者区分』と『金融再生法開示債権』・『リスク管理債権』及び償却・引当方針

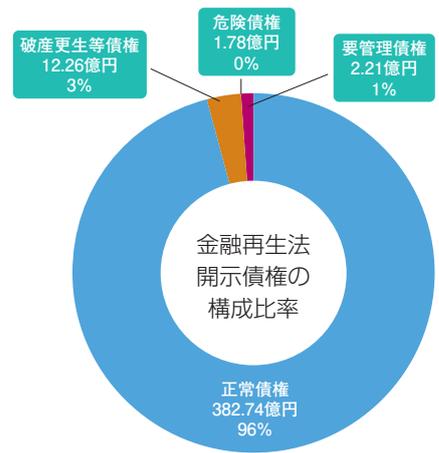
資産自己査定 (対象債権:総与信)		金融再生法開示債権 (対象債権:総与信)		リスク管理債権 (対象債権:貸出金)		償却・引当方針	
債務者区分		区分		区分			
破綻先		破産更生債権及びこれらに準ずる債権		破綻先債権		個別貸倒引当金	担保・保証等による保全のない部分に対して100%を償却・引当
実質破綻先				延滞債権			
破綻懸念先		危険債権					
要注意先	要管理先	要管理債権 (貸出金)		3ヶ月以上延滞債権		一般貸倒引当金	過去の貸倒実績に基づいた3年分の予想損失額を引当
		正常債権		貸出条件緩和債権			
	その他要注意先					過去の貸倒実績に基づいた1年分の予想損失額を引当	
正常先							

*総与信とは、貸出金と貸出金に準ずる債権(未収利息、仮払金、債務保証見返等)を含んだ合計額です。

金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円、%)

区分	平成28年度	平成29年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,256	1,226	△ 30
危険債権	298	178	△ 120
要管理債権	60	221	161
不良債権計	1,615	1,626	11
正常債権	35,757	38,274	2,517
合計	37,372	39,900	2,528
債権に占める不良債権の割合	4.32%	4.07%	△ 0.25%



リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区分	平成28年度	平成29年度	増減
破綻先債権	32	37	5
延滞債権	1,522	1,364	△ 158
3ヶ月以上延滞債権	1	161	160
貸出条件緩和債権	59	59	0
小計	1,614	1,623	9
非開示債権	35,720	38,232	2,512
合計	37,335	39,855	2,520
貸出金に占める割合	4.32%	4.07%	△ 0.25%

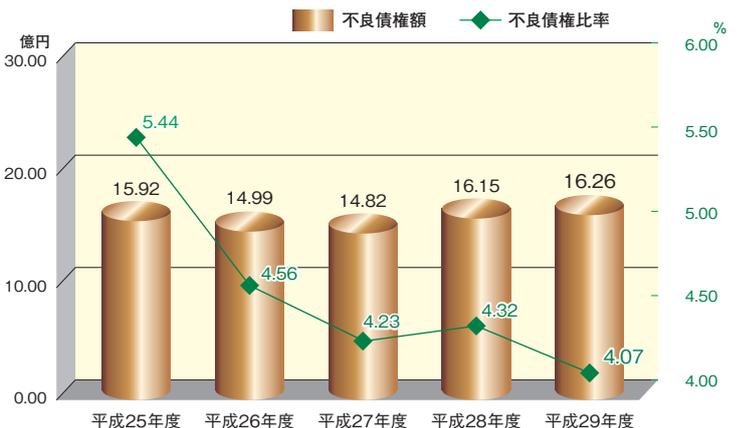
不良債権額・不良債権比率の推移

資産の健全性による経営体質の強化を重点施策と位置づけております。

金融再生法開示債権は貸出金・未収利息・債務保証見返等全ての債権(但し、要管理債権は貸出金のみ)について、厳正、厳格な自己査定を実施した結果に基づいております。

不良債権は平成29年度(平成30年3月末)16.26億円ありますが、このうち4.19億円は担保や保証で、9.92億円は貸倒引当金を計上しております。

不良債権に対する保全率は86.8%と資産の健全性は十分に確保しております。



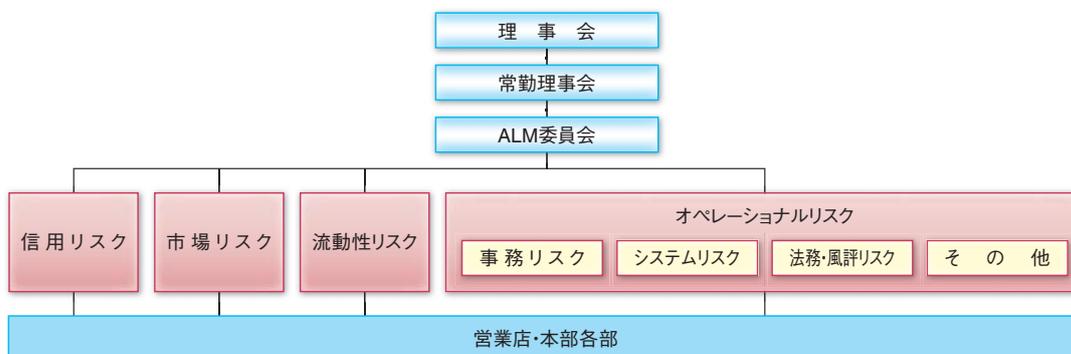
リスク管理態勢

金融機関を巡る経営環境のさまざまなリスクが高度化・複雑化するなか、これらのリスクを適切に把握し対応していくことが金融機関経営の重要な課題となっております。

そこで当組合では、リスク管理に関する諸規程を整備するとともに、「ALM委員会」の定期的な開催などにより、各リスクをより

正確に把握・分析し適正にコントロールしております。さらに内部管理態勢として、監査部では経営と業務の健全性を確保するため、本部及び営業店の内部管理の適切性、有効性を検証し問題の発見とともに評価やその改善手段の提言を行っております。

■ リスク管理体制図



■ 信用リスク管理態勢

信用リスクとは、債務者、有価証券の発行者等相手方の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や

自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。

貸倒引当金は、「貸出金等自己査定基準書」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しており、結果については公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■ 市場リスク管理態勢

組合のバランスシート(資産・負債)は、その大半が預金や貸出金、有価証券等の金融商品で占められておりますが、これらの金融商品には、金利や株価、為替相場等の変動によりその価格が変動し、損失を被るリスク(市場関連リスク)があります。こうした市場関連リスクは、場合によっては損失をもたらしますが、一方でリスクが大きいほど収益が増大する可能性も持ち合わせております。したがって、収益をあげるためには、許容範囲内で一定のリスクを取っていくことが必要になります。ただし、予期せぬ市場変動によりリスクが顕在化し、組合に多額の損害を与えるようなことがあってはなりません。そのためには、リスクを適正にコント

ロールし、収益性と健全性を両立させていくことが必要になります。

当組合では、市場関連リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、市場関連リスクの統合管理を行っております。具体的には、ギャップ分析や時価評価分析、BPV、VaR等のリスク指標を活用して、定期的にリスクのモニタリング・分析を行っております。分析結果等はALM委員会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、定期的に理事会へ報告しております。

■ 流動性リスク管理態勢

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより資金繰りに支障をきたす場合や、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、金融機関として健全な経営体質を維持し、お客さまから信頼されることが基本であると認識し、管理態勢の強化に努めております。

資金繰り管理担当部署が日々、運用と調達状況を管理し安定的な資金繰りの確保に努めております。ALM委員会ではリスク

量の把握や資金繰りのチェックを行い、定期的に理事会へ報告しております。

また、不測の事態が生じた際の対応策を定めるとともに、資金調達にも即時に対応できるよう体制整備を図り、万全を期しております。

リスク管理態勢

■ オペレーショナルリスク管理態勢

オペレーショナルリスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクなどをいいます。

① 事務リスク管理

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。

事務リスクについては、本部各部が事務の厳正化、効率化に努めております。事故の未然防止のために監査部による監査を営業店、本部に対して実施しているほか、各店舗においても毎月店内検査を行っております。さらに、営業店への臨店事務指導や各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

また、多様化・複雑化した金融商品の増加に伴い、お客様に商品内容をよくご理解していただき、安心してご利用いただけるよう適切かつ丁寧にご説明するよう心がけております。

② システムリスク管理

コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。当組合が加盟しているSKCセンターでは、災害、回線障害やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター

ター回線の二重化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。

また、顧客データに関しては、個人情報保護規程に基づきお客様の情報は適正な方法で入手し、厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

③ 法務リスク管理

組合の運営やお客さまとの取引等において、法令や組合内規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為（コンプライアンス違反行為）が発生し、信用失墜や法的な責任追及を受けることにより損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、法令等遵守の徹底については最重要項目として取り組んでおります。

④ 風評リスク管理

金融機関自身の行為や状況、および第三者の行為により生じた風評などによって損失を被るリスクのことをいいます。

当組合では、このリスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客さまからの苦情や要望などに対しては担当部署が速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

■ 統合的リスク管理

金融機関が顧客からの信頼を得るには、高い健全性を維持することが必要となります。そのためには、自己資本の充実度をリスク対比で検証するとともに、リスクテイクを経営体力の範囲内に抑制して、経営の健全性を確保することが必要です。

自己資本は、リスクが顕在化したときの最後の拠り所であり、期間収益を超える損害を被ったときは、自己資本を取り崩してその損害を埋めなければなりません。したがって、金融機関がとることのできるリスク量は、備えである自己資本の多寡によって制約されます。より大きなリスクを取るには、自己資本の充実が求められます。

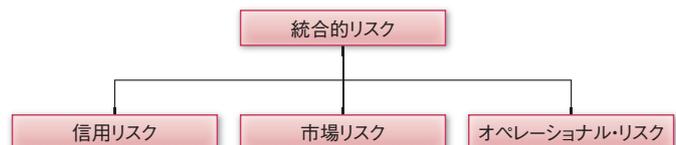
金融機関は、リスクが顕在化して自己資本を毀損することがあっても、自己資本比率4%を割り込む事態は回避しなければなりません。そこで、リスク量の限度となる指標は、自己資本比率4%の水準に必要な自己資本（バッファ）を控除した額（配賦可能自己資本）が考えられます。しかし、当組合では『最低でも自己資本比率6%を維持する』との考えから、バッファは

6%に設定しております。

リスク管理のうえで、配賦可能自己資本から信用リスクとオペレーショナルリスクを差し引いて残った自己資本で市場リスクをカバーするものとしてリスクリミットと位置付けています。リスク量がリスクリミットに抵触しないように運用することで、リスクが顕在化した場合における経営危機を回避することにつながります。リスクの計量化は、一般的な方法であるVaRによって算出されたリスク量としております。

なお、市場リスクを管理する上で、リスクリミットに至る手前での警告水準（アラームポイント：リスクリミットの90%）を設け、リスクリミット超過を事前に回避するための対応を検討するようにしております。

計測した内容は月次でALM委員会に報告し、アラームポイント、リスクリミット抵触時には、ポジションの変更や損切り等のリスク削減策の検討が行われる仕組みとなっております。



《リスク量の計測方法》

- 信用リスク
バーゼルⅢにおける標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額の1.5%相当額
- 市場リスク
VaR(保有期間 60日、信頼区間 99%、観測期間 1年間)
- オペレーショナル・リスク
バーゼルⅢにおける基礎的手法により算出した額
(直近3年間の業務粗利益の平均値 × 15%相当額)

■ 法令遵守体制

信用組合は、「中小企業等協同組合法」や「協同組合による金融事業に関する法律」などをはじめとする各種法令の適用を受けております。当組合は、金融機関として社会性・公共性に対する信頼性を損なうことがないよう遵守すべき法令に従い、企業倫理を実践できる体制の整備に取り組んでいます。

具体的行動規範の「コンプライアンス・マニュアル」や具体的実践計画の「コンプライアンス・プログラム」を制定し、役職員一丸となってこれに取り組み、リスク管理体制の確立とともに経営の重要課題として位置づけています。

■ 顧客保護管理体制

当組合では、与信取引に関する適切かつ十分な説明、情報漏えい防止のための管理、その他金融機関の業務に関して顧客保護や利便性の向上のための適切な業務の管理に十分留意しています。

《 顧客保護等管理方針 》

- ・ 当組合は、法令ルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。
- ・ 当組合は、お客様への説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- ・ 当組合は、お客様からのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
- ・ 当組合は、お客様の情報を、適切かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- ・ 当組合が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適正に行われるよう、努めてまいります。

《 金融商品に係る勧誘方針 》

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適正な勧誘を行います。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切な情報提供と商品の勧誘を行います。

2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の内容やリスク等の重要事項について説明いたします。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、断定的な判断の提供や事実と異なる説明など、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 当組合は、深夜や早朝などの不適切な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、お客様に対し適切な勧誘ができるよう、研修等を通じて役職員の知識の向上や組合内におけるルールの整備に努めます。

《 個人情報保護宣言 》

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下、「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方にに基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載し、本店及び各支店窓口等に掲示(備付け)することにより、公表します。

詳細はホームページをご覧ください。

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下、「法令等」といいます。)を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下、「お客様」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者(又は総務部)により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の種類

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署(総務部)を設置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、

組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の各営業店のほか、次のお問い合わせ窓口までご連絡下さい。

【お問い合わせ窓口】

真岡信用組合 総務部 電話番号：0285-82-3496
(受付時間9:00~17:45 ただし、当組合の休業日を除く)

当組合の保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- ① 当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
- ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2) 「前記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ① 生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金(一時金形式)：1保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円
 - (c) 疾病入院給付金：5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】*合計1万円
 - (d) 疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】*合計40万円

- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただきますことをご案内いたします。
- 当組合は、保険募集時の面談内容を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

真岡信用組合 総務部 電話番号：0285-82-3496
受付時間：当組合営業日の午前9時~午後5時

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、栃木県銀行警察連絡協議会、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	52	85
監事	8	15
合計	60	100

注1. 上記は、協同組織による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事は9名、監事は4名です(退任役員を含む。)

3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、監事2百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「総務部」にお願いいたします。

総務部

住 所：栃木県真岡市並木町一丁目13番地1
 電話番号：0285-82-3496
 受付時間：午前9時～午後5時
 （土日・祝日および金融機関の休日を除く）

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合総務部へご相談ください）。

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電 話 番 号	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 午前9時～午後5時

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

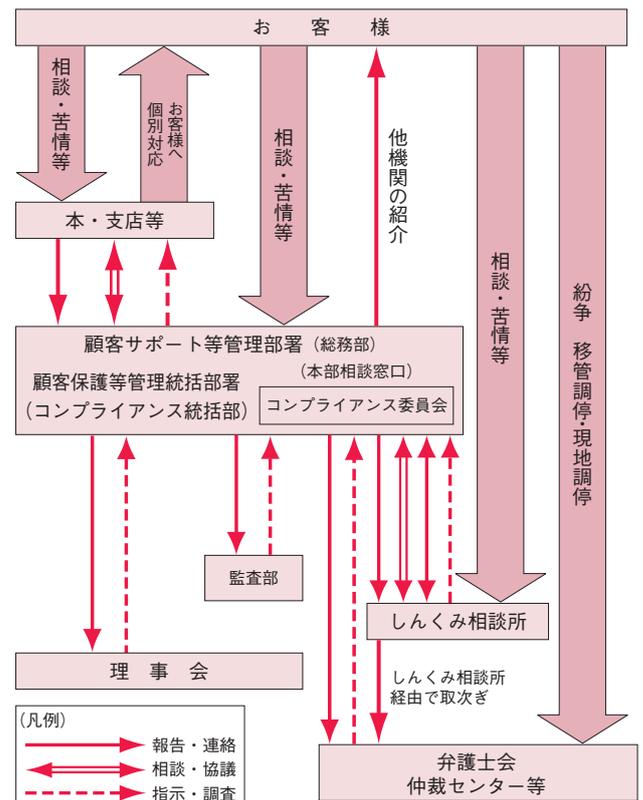
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3581-0031	
受 付 日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	
ホームページ	http://www.toben.or.jp/bengoshi/kaiketsu/index.html	
名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3595-8588	
受 付 日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	
ホームページ	http://www.ichiben.or.jp/consul/discussion/cyusai/index.html	
名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター	
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	
電 話	03-3581-2249	
受 付 日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00	
ホームページ	http://niben.jp/soudan/service/chuusai/	

名 称	生命保険相談所 (一般社団法人 生命保険協会)	そんぼADRセンター (一般社団法人 日本損害保険協会)
住 所	〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 千代田区神田淡路町2-9
電 話	03-3286-2648	0570-022808
受 付 日 時 間	土・日、祝日、年末年始を除く 9:00～17:00	月～金 (祝・休日、年末年始を除く) 9:15～17:00

－ 当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。－

1. お客様からの苦情等については、本支店または総務部で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

当組合の苦情受付・対応態勢（2016年4月1日現在）



貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額	
	平成28年度	平成29年度
(資産の部)		
現金	788,474	970,025
預け金	37,542,183	41,974,101
買入金銭債権	—	100,000
有価証券	25,225,181	25,436,873
国債	656,250	574,680
地方債	3,095,169	2,770,087
社債	15,221,838	16,112,444
株式	121,900	121,900
その他の証券	6,130,023	5,857,762
貸出金	37,335,485	39,855,276
割引手形	55,636	56,800
手形貸付	2,952,440	3,315,651
証書貸付	32,845,465	34,846,868
当座貸越	1,481,943	1,635,955
その他資産	521,326	470,177
未決済為替貸	3,420	5,154
全信組連出資金	200,000	200,000
未収収益	151,043	148,477
その他の資産	166,862	116,545
有形固定資産	1,437,206	1,407,184
建物	555,694	789,025
土地	437,431	474,881
建設仮勘定	323,130	1,587
その他の有形固定資産	120,950	141,690
無形固定資産	2,579	2,966
その他の無形固定資産	2,579	2,966
債務保証見返	9,024	9,973
貸倒引当金	△ 1,040,059	△ 1,049,161
(うち個別貸倒引当金)	(△ 974,790)	(△ 974,837)
資産の部合計	101,821,401	109,177,417

科 目	金 額	
	平成28年度	平成29年度
(負債の部)		
預金積金	83,578,520	85,957,677
当座預金	117,890	143,295
普通預金	24,233,902	25,804,779
貯蓄預金	173,024	174,907
通知預金	56,421	37,473
定期預金	51,977,548	52,678,070
定期積金	6,885,452	7,078,778
その他の預金	134,281	40,372
借入金	12,200,000	17,200,000
当座借越	12,200,000	17,200,000
その他負債	146,393	111,905
未決済為替借	9,845	14,391
未払費用	43,426	41,751
給付補填備金	12,396	11,309
未払法人税等	971	971
前受収益	15,640	13,007
払戻未済金	279	197
職員預り金	16,865	18,215
その他の負債	46,967	12,061
賞与引当金	48,650	43,417
退職給付引当金	91,254	86,469
役員退職慰労引当金	49,987	56,086
偶発損失引当金	2,896	4,693
睡眠預金払戻損失引当金	9,379	4,263
繰延税金負債	107,174	71,723
債務保証	9,024	9,973
負債の部合計	96,243,281	103,546,210
(純資産の部)		
出資金	554,065	555,286
普通出資金	554,065	555,286
利益剰余金	4,673,586	4,806,809
利益準備金	549,505	554,065
その他利益剰余金	4,124,080	4,252,744
特別積立金	3,915,000	3,915,000
当期末処分剰余金	209,080	337,744
組合員勘定合計	5,227,651	5,362,096
その他有価証券評価差額金	350,468	269,111
評価・換算差額等合計	350,468	269,111
純資産の部合計	5,578,120	5,631,207
負債及び純資産の部合計	101,821,401	109,177,417

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～50年
その他	3年～20年

(会計上の見積りの変更)
事業用不動産の償却について「信用組合における決算経理要領」では、合理的な償却基準により必要と認められる額の償却を行うこととなっているが、少なくとも税法で容認される限度額は必ず償却するものとされております。
当組合の保有建物の減価償却は、従来、法人税法に基づく定額法償却限度額の160%を減価償却額とする方法で行ってまいりましたが、当会計期間において店舗新築移転を実施したことにより使用実態を調査した結果、経済的耐用年数を実態に合わせることで極めて困難と認められるものについては、全部純資産直入法により処理しております。
この変更により、従来の方法に比べて、減価償却費は26百万円減少し、経常利益及び税引前当期利益が同額増加しております。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各店(営業関連部署)の協力の下に審査部(資産査定部署)が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権のうち、取立不能見込額として債権額から直接全額控除した金額は1,115百万円であります。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(平成29年3月31日現在)

年金資産の額	358,256 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	312,095 百万円
差引額	46,161 百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自平成28年4月 至平成29年3月)

0.493%
 - 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高25,609百万円(及び別途積立金71,770百万円)である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間15年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金10百万円を費用処理しております。
なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
また、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引でも、個々の資産に重要性が乏しいと認められる場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 128 百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 一百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,216 百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は37百万円、延滞債権額は1,364百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上

- しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は161百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 - 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は59百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,623百万円であります。
なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
 - 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、56百万円であります。
 - 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	18,234 百万円
担保資産に対応する債務	借入金	17,200 百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行蔵入復代埋店取引のために預け金3,726百万円を担保として提供しております。
 - 出資1口(50円)当たりの純資産額は507円05銭です。
 - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。
信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分、さらには与信集中リスク抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会において、審議・報告を行っております。
貸倒引当金は、「貸出金等自己査定基準」及び「償却引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しており、結果については公認会計士の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。
また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部において、企業業績や信用情報、時価の把握などを定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 市場リスクの管理
当組合が保有する金融商品には、金利や価格、為替相場等の変動によりその価格が変動し、損失を被るリスク(市場リスク)があります。
当組合では、市場リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、市場リスクの管理は統一的リスク管理と合わせて行っております。具体的には、ギャップ分析や時価評価分析、BPV、VaR等のリスク指標を活用して、定期的にリスクのモニタリング、分析を行っております。分析結果はALM委員会、理事会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当組合の「有価証券」のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1年)で、「有価証券」以外のVaRはモンテカルロ法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、平成30年3月31日(当事業年度の決算日)現在の市場リスク量は全体で411,102千円です。
また、当組合では、モデルが算出するVaRと損益を比較するバックテストを実施し、リスク計測モデルの信頼性は問題ないものとして認識しております。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化などによって、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的

に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	41,974	42,040	65
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他の有価証券	25,408	25,408	—
(3) 貸出金(*1)	39,855		
貸倒引当金(*2)	△ 1,049		
	38,806	39,682	876
金融資産計	106,189	107,131	942
(1) 預金積金(*1)	85,957	85,966	8
(2) 借入金(*1)	17,200	17,200	—
金融負債計	103,157	103,166	8

(*1) 貸出金、預け金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

また、期限前償還条項付の預け金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	21
その他の証券(*1)	6
組合出資金(*1)(*3)	200
合 計	228

(*1) 非上場株式、その他の証券、全信組連出資金については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について 0 百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金(全信組連出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	9,914 百万円	29,559 百万円	700 百万円	1,800 百万円
有価証券	900 百万円	6,862 百万円	12,787 百万円	2,900 百万円
満期保有目的の債券	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
その他の有価証券のうち満期があるもの	900 百万円	6,862 百万円	12,787 百万円	2,900 百万円
貸出金(*1)	2,781 百万円	4,969 百万円	5,142 百万円	25,326 百万円
合 計	13,595 百万円	41,391 百万円	18,629 百万円	30,026 百万円

(*1) 貸出金のうち期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*1)	76,699 百万円	9,257 百万円	— 百万円	— 百万円
借入金	17,200 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
合 計	93,899 百万円	9,257 百万円	— 百万円	— 百万円

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下29.まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- (3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
債 券	15,896 百万円	15,455 百万円	441 百万円
地 方 債	2,770 百万円	2,674 百万円	95 百万円
社 債	13,126 百万円	12,780 百万円	345 百万円
そ の 他	3,771 百万円	3,702 百万円	68 百万円
小 計	19,667 百万円	19,157 百万円	509 百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	121 百万円	121 百万円	— 百万円
債 券	3,560 百万円	3,600 百万円	△39 百万円
国 債	574 百万円	604 百万円	△29 百万円
社 債	2,986 百万円	2,996 百万円	△9 百万円
そ の 他	2,086 百万円	2,185 百万円	△98 百万円
小 計	5,769 百万円	5,907 百万円	△137 百万円
合 計	25,436 百万円	25,064 百万円	372 百万円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められる株式のうち、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したもののについては、相当の減損を行い、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、株式 0 百万円であります。

また「財政状態」とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額をいい、「財政状態の悪化」とは、この1株当たりの純資産額が、当該株式を取得したときのそれと比較して相当程度下回っている場合をいいます。

「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合をいいます。

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損
	2,935 百万円	131 百万円	— 百万円

29. その他有価証券のうち満期がある債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	302 百万円	3,846 百万円	12,291 百万円	2,504 百万円
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円	574 百万円
地 方 債	— 百万円	167 百万円	2,602 百万円	— 百万円
社 債	302 百万円	3,678 百万円	9,689 百万円	1,929 百万円
そ の 他	602 百万円	2,922 百万円	602 百万円	416 百万円
合 計	904 百万円	6,769 百万円	12,893 百万円	2,920 百万円

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,421 百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが、4,421 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損算入限度額超過額	253 百万円
貸出金償却(有税分)	69
退職給付引当金損算入限度額超過額	23
減価償却損算入限度額超過額	85
役員退職慰労引当金	15
土地減損損失	73
繰越欠損金	0
その他	26

繰延税金資産小計

548

評価性引当額

△ 517

繰延税金資産合計

31

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

102 百万円

繰延税金負債合計

102

繰延税金負債の純額

71 百万円

損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
経常収益	1,334,328	1,229,220
資金運用収益	1,006,415	1,021,915
貸出金利息	698,387	712,667
預け金利息	82,300	81,958
有価証券利息配当金	217,727	219,288
その他の受入利息	8,000	8,000
役員取引等収益	52,276	54,099
受入為替手数料	19,835	20,248
その他の役員収益	32,440	33,851
その他業務収益	269,222	134,641
国債等債券売却益	214,544	131,940
国債等債券償還益	51,060	—
その他の業務収益	3,618	2,701
その他経常収益	6,414	18,564
償却債権取立益	71	776
その他の経常収益	6,342	17,788
経常費用	1,235,267	1,082,971
資金調達費用	41,789	31,871
預金利息	31,790	25,485
給付補填備金繰入額	7,081	6,155
借入金利息	2,665	—
その他の支払利息	252	230
役員取引等費用	86,647	89,350
支払為替手数料	10,702	11,112
その他の役員費用	75,944	78,237
その他業務費用	11,153	1,569
国債等債券売却損	11,145	120
国債等債券償還損	—	1,444
その他の業務費用	7	4
経費	947,470	939,362
人件費	606,888	600,309
物件費	327,731	320,910
税金	12,850	18,143
その他経常費用	148,205	20,817
貸倒引当金繰入額	134,360	12,955
株式等償却	—	0
その他の経常費用	13,845	7,861
経常利益	99,061	146,249

科 目	平成28年度	平成29年度
特別利益	487	13,818
固定資産処分益	—	13,188
その他の特別利益	487	629
特別損失	2,242	13,660
固定資産処分損	672	13,440
減損損失	1,570	—
その他の特別損失	—	219
税引前当期純利益	97,306	146,406
法人税・住民税及び事業税	971	971
法人税等調整額	△ 5,182	△ 4,343
法人税等合計	△ 4,211	△ 3,372
当期純利益	101,517	149,778
繰越金(当期首残高)	107,563	187,966
当期末処分剰余金	209,080	337,744

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口(50円)当たりの当期純利益 13円 49銭

■ 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
当期末処分剰余金	209,080	337,744
計	209,080	337,744
剰余金処分額	21,114	162,310
利益準備金	4,559	1,221
普通出資に対する配当金	16,555	11,089
	(年3%の割合)	(年2%の割合)
特別積立金	—	150,000
繰越金(当期末残高)	187,966	175,433

■ 粗利益

(単位:千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
資金運用収益	1,006,415	1,021,915
資金調達費用	41,789	31,871
資金運用収支	964,626	990,043
役員取引等収益	52,276	54,099
役員取引等費用	86,647	89,350
役員取引等収支	△ 34,371	△ 35,251
その他業務収益	269,222	134,641
その他業務費用	11,153	1,569
その他業務収支	258,068	133,072
業務粗利益	1,188,323	1,087,864
業務粗利益率	1.21%	1.04%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

■ 総資産利益率

(単位:%)

区 分	平成28年度	平成29年度
総資産経常利益率	0.09	0.13
総資産当期純利益率	0.10	0.14

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■ 総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	平成28年度	平成29年度
資金運用利回 (a)	1.03	0.97
資金調達原価率 (b)	1.04	0.94
資金利鞘 (a - b)	△ 0.01	0.03

■ 経費の内訳

(単位:千円)

項 目	平成28年度	平成29年度
人件費	606,888	600,309
報酬給料手当	489,464	480,906
退職給付費用	48,108	52,225
その他	69,314	67,177
物件費	327,731	320,910
事務費	112,710	116,588
固定資産費	51,106	45,411
事業費	38,332	36,672
人事厚生費	10,812	10,287
有形固定資産償却	80,204	81,474
無形固定資産償却	—	27
その他	34,565	30,449
税金	12,850	18,143
経費合計	947,470	939,362

■ 役員取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
役員取引等収益	52,276	54,099
受入為替手数料	19,835	20,248
その他の受入手数料	32,440	33,851
その他の役員取引等収益	—	—
役員取引等費用	86,647	89,350
支払為替手数料	10,702	11,112
その他の支払手数料	2,408	2,407
その他の役員取引等費用	73,536	75,829

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	平成28年度	平成29年度
受取利息の増減	△ 178,625	15,499
支払利息の増減	△ 17,336	△ 9,917

■ 業務純益・実質業務純益・コア業務純益

(単位:千円)

項 目	平成28年度	平成29年度
業務純益	223,886	160,503
実質業務純益	256,781	169,558
コア業務純益	2,323	39,183

■ 主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	1,461,730	1,436,421	1,392,132	1,334,328	1,229,220
経常利益	280,356	279,269	186,819	99,061	146,249
当期純利益	228,649	273,724	169,883	101,517	149,778
預金積金残高	79,365,943	81,602,715	83,033,306	83,578,520	85,957,677
貸出金残高	29,219,330	32,776,240	35,004,466	37,335,485	39,855,276
有価証券残高	27,268,642	25,176,278	26,486,283	25,225,181	25,436,873
総資産額	86,744,045	89,450,916	97,326,491	101,821,401	109,177,417
純資産額	4,867,239	5,293,958	5,598,380	5,578,120	5,631,207
自己資本比率(単体)	12.33 %	12.61 %	12.74 %	12.13 %	11.47 %
出資総額	517,953	536,102	549,505	554,065	555,286
出資総口数	10,359 千口	10,722 千口	10,990 千口	11,081 千口	11,105 千口
出資に対する配当金	13,284	15,829	16,271	16,555	11,089
職員数	90 人	90 人	83 人	75 人	76 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り	
資金運用 勘定	28年度	97,601 百万円	1,006,415 千円	1.03 %	
	29年度	104,385	1,021,915	0.97	
	うち 貸出金	28年度	35,611	698,387	1.96
	29年度	38,181	712,667	1.86	
	うち 預け金	28年度	36,492	82,300	0.22
	29年度	41,252	81,958	0.19	
	うち 金融機関貸付等	28年度	300	5,285	1.76
	29年度	300	5,270	1.75	
	うち 有価証券	28年度	25,297	217,727	0.86
	29年度	24,751	219,288	0.88	
資金調達 勘定	28年度	93,562	41,789	0.04	
	29年度	100,327	31,871	0.03	
	うち 預金積金	28年度	83,733	38,871	0.04
	29年度	85,758	31,640	0.03	
	うち 譲渡性預金	28年度	—	—	—
	29年度	—	—	—	
うち 借入金	28年度	9,803	2,665	0.02	
29年度	14,545	—	—		

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(28年度16百万円、29年度19百万円)を控除して表示しております。

■ オフバランス取引の状況

(単位:千円)

項目	平成28年度		平成29年度	
	簿価又は 想定元本額	与信相当額	簿価又は 想定元本額	与信相当額
任意の時期に無条件で 取消可能又は自動的に 取消可能なコミットメント	4,723,285	—	4,421,629	—
原契約期間が1年超 のコミットメント	8,186	4,093	6,714	3,357
信用供与に直接的に 代替する偶発債務	9,024	9,024	9,973	9,973
うち借入金の保証	9,024	9,024	9,973	9,973
先物購入	20,389	20,389	4,659	4,659
派生商品取引	515,113	11,382	561,866	10,545
その他	—	—	—	—
合計	5,275,999	44,889	5,004,844	28,536

■ デリバティブ取引

保有する投資信託に内包されているもの以外は該当ありません

有価証券の時価等情報

■ 売買目的有価証券

該当事項なし

■ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

■ 満期保有目的の債券

該当事項なし

有価証券の時価等情報

■ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

項 目	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
その他有価証券	27		28	
非上場株式	21		21	
その他の証券	5		6	

■ その他有価証券

(単位:百万円)

項 目	平成28年度			平成29年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	
	債券	16,342	15,751	590	15,896	15,455	441
	国債	99	99	0	—	—	—
	地方債	3,095	2,965	130	2,770	2,674	95
	社債	13,147	12,687	460	13,126	12,780	345
	その他	2,897	2,841	55	3,771	3,702	68
小計	19,239	18,593	646	19,667	19,157	509	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	121	121	—	121	121	—
	債券	2,631	2,703	△ 72	3,560	3,600	△ 39
	国債	556	604	△ 47	574	604	△ 29
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,074	2,099	△ 25	2,986	2,996	△ 9
	その他	3,232	3,322	△ 89	2,086	2,185	△ 98
小計	5,985	6,147	△ 161	5,769	5,907	△ 137	
合計	25,225	24,740	484	25,436	25,064	372	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

金 銭 の 信 託

■ 運用目的の金銭の信託

該当事項なし

■ 満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

■ その他の金銭の信託

該当事項なし

■ その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成28年度	平成29年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売却益	—	—
国債等債券売却益	214	131
国債等債券償還益	51	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	3	2
その他業務収益合計	269	134

■ 預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	(期 末)	(期中平均)	(期 末)	(期中平均)
預貸率	44.67	42.52	46.36	44.52
	30.18	30.21	29.59	28.86
預証率	30.18	30.21	29.59	28.86
	30.21	28.86	29.59	28.86

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

■ 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末
1店舗当りの預金残高	13,929	14,326
1店舗当りの貸出金残高	6,222	6,642

■ 職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末
職員1人当りの預金残高	1,114	1,131
職員1人当りの貸出金残高	497	524

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	平成28年度		平成29年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	24,599	29.4	26,038	30.4
定期性預金	59,134	70.6	59,720	69.6
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	83,733	100.0	85,758	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成28年度末		平成29年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	75,809	90.7	77,603	90.3
法人	7,769	9.3	8,354	9.7
一般法人	7,173	8.6	7,182	8.4
金融機関	46	0.0	17	0.0
公金	549	0.7	1,153	1.3
合計	83,578	100.0	85,957	100.0

組合員・組合員外別預金内訳の推移

(単位:百万円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
組合員預金	59,228	70.9	60,331	70.2
組合員外預金	24,349	29.1	25,626	29.8
合計	83,578	100.0	85,957	100.0

定期預金種別残高

(単位:百万円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末
固定金利定期預金	51,415	52,171
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	561	506
合計	51,977	52,678

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	平成28年度末	平成29年度末
財形貯蓄残高	32	12

資金運用

貸出金種別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	平成28年度		平成29年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	77	0.2	61	0.2
手形貸付	3,038	8.5	2,979	7.8
証書貸付	31,029	87.2	33,731	88.3
当座貸越	1,465	4.1	1,408	3.7
合計	35,611	100.0	38,181	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末
固定金利貸出	11,927	12,381
変動金利貸出	25,407	27,473
合計	37,335	39,855

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	平成28年度末		平成29年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	1,661	4.5	1,828	4.6
農業、林業	1,011	2.7	967	2.4
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	5,101	13.7	5,572	14.0
電気、ガス、熱供給、水道業	762	2.0	1,131	2.8
情報通信業	19	0.1	29	0.1
運輸業、郵便業	1,385	3.7	1,700	4.2
卸売業、小売業	2,613	7.0	2,636	6.6
金融業、保険業	309	0.8	309	0.8
不動産業	5,425	14.5	5,527	13.9
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門、技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	652	1.8	632	1.6
飲食業	381	1.0	425	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	0	0.0	—	—
教育、学習支援業	194	0.5	187	0.5
医療、福祉	739	2.0	944	2.4
その他のサービス	3,366	9.0	3,382	8.5
その他の産業	670	1.8	620	1.5
小計	24,295	65.1	25,896	65.0
国・地方公共団体等	428	1.1	443	1.1
個人(住宅消費・納税資金等)	12,612	33.8	13,515	33.9
合計	37,335	100.0	39,855	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

資金運用

■ 有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国債	558	2.2	614	2.5
地方債	3,118	12.3	2,699	10.9
短期社債	—	—	—	—
社債	15,489	61.2	15,415	62.3
株式	39	0.2	121	0.5
外国証券	4,799	19.0	4,498	18.2
その他の証券	1,292	5.1	1,400	5.6
合計	25,297	100.0	24,751	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国債	平成28年度末	—	—
	平成29年度末	—	—	—	574
地方債	平成28年度末	90	—	2,781	223
	平成29年度末	—	167	2,602	—
短期社債	平成28年度末	—	—	—	—
	平成29年度末	—	—	—	—
社債	平成28年度末	202	3,469	9,038	2,212
	平成29年度末	302	3,678	9,689	1,929
株式	平成28年度末	—	—	—	—
	平成29年度末	—	—	—	—
外国証券	平成28年度末	640	2,917	403	813
	平成29年度末	602	2,922	602	416
その他の証券	平成28年度末	—	—	—	—
	平成29年度末	—	—	—	—
合計	平成28年度末	933	6,386	12,223	3,905
	平成29年度末	904	6,769	12,893	2,920

■ 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
				当組合預金積金
	平成29年度末	946	2.4	—
有価証券	平成28年度末	9	0.0	—
	平成29年度末	7	0.0	—
動産	平成28年度末	—	—	—
	平成29年度末	178	0.4	—
不動産	平成28年度末	17,592	47.1	—
	平成29年度末	18,991	47.7	—
その他	平成28年度末	—	—	—
	平成29年度末	—	—	—
小計	平成28年度末	18,611	49.8	—
	平成29年度末	20,123	50.5	—
信用保証協会・ 信用保険	平成28年度末	4,673	12.5	—
	平成29年度末	4,721	11.8	—
保証	平成28年度末	10,486	28.1	9
	平成29年度末	11,298	28.4	9
信用	平成28年度末	3,564	9.6	—
	平成29年度末	3,711	9.3	—
合計	平成28年度末	37,335	100.0	9
	平成29年度末	39,855	100.0	9

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成28年度末		平成29年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,353	15.3	1,454	16.5
住宅ローン	7,477	84.7	7,371	83.5
合計	8,831	100.0	8,826	100.0

■ 組合員・組合員外別貸出金内訳の推移

(単位:百万円、%)

区 分	平成28年度末		平成29年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
組合員貸出	36,606	98.0	39,045	98.0
組合員外貸出	728	2.0	809	2.0
合計	37,335	100.0	39,855	100.0

■ 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成28年度末		平成29年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	12,649	33.9	12,954	32.5
設備資金	24,686	66.1	26,900	67.5
合計	37,335	100.0	39,855	100.0

■ 貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	平成28年度	平成29年度
貸出金償却額	—	—

■ 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成28年度	32	65	—	32	65
	平成29年度	65	74	—	65	74
個別貸倒引当金	平成28年度	878	974	5	873	974
	平成29年度	974	974	3	970	974
貸倒引当金合計	平成28年度	910	1,040	5	905	1,040
	平成29年度	1,040	1,049	3	1,036	1,049

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

■ 偶発損失引当金

(単位:百万円)

項 目	平成28年度	平成29年度
偶発損失引当金	2	4

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区	分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成28年度	1,256	336	919	1,256	100.0	100.0
	平成29年度	1,226	272	953	1,226	100.0	100.0
危険債権	平成28年度	298	188	55	243	81.5	50.0
	平成29年度	178	136	21	157	88.2	50.0
要管理債権	平成28年度	60	1	4	6	10.1	8.2
	平成29年度	221	10	17	28	12.6	8.4
不良債権計	平成28年度	1,615	526	979	1,506	93.2	89.9
	平成29年度	1,626	419	992	1,411	86.8	82.2
正常債権	平成28年度	35,757					
	平成29年度	38,274					
合計	平成28年度	37,372					
	平成29年度	39,900					

- (注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区	分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金(C)	保全率 (B+C) / (A)
破綻先債権	平成28年度	32	4	27	100.0
	平成29年度	37	4	33	100.0
延滞債権	平成28年度	1,522	519	947	96.3
	平成29年度	1,364	402	941	98.4
3か月以上延滞債権	平成28年度	1	1	0	108.0
	平成29年度	161	29	135	101.8
貸出条件緩和債権	平成28年度	59	0	4	8.0
	平成29年度	59	10	17	45.7
合計	平成28年度	1,614	525	979	93.2
	平成29年度	1,623	447	1,147	98.2

- (注)1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1. 及び2. を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ~3. を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

■ 経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組み先数 (a)				経営改善支援取組み率 (a/A)	ランクアップ率 (β/a)	再生計画策定率 (δ/a)
	うち経営改善支援取組み先数 (a)	aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)		aのうち再生計画を策定した先数 (δ)			
		aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 (γ)				
219	22	1	21	21	10.04	4.54	95.45

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
 2. 期初債務者数は平成29年4月当初の債務者数です。
 3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
 4. 「a (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含みますがβには含んでおりません。
 5. 「aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 6. 「aのうち再生計画を策定した先数δ (デルタ)」は、aのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

■ 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合の中小企業の経営支援の取組み方針は、従来と変わらず地元で事業を営む中小企業事業者等に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに事業者の経営相談及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことの重要性を認識し、お客様と目線を合わせ貸付の条件変更等の申込手続き、経営課題等に対して、適切かつ積極的に取り組んでまいります。

■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

各営業店に経営支援の相談窓口を設置し、お客様の経営相談・経営改善等に対応させていただいております。(平日9:00~15:00)また、審査部内に平成25年4月より経営支援の管理部門を設置、専担者を配置し、各営業店担当者とともに経営支援に取り組んでおり、「TKC全国会」栃木支部、中小企業診断協会栃木支部と業務提携をしております。また、栃木市・小山市・真岡市を対象地域とした地域プラットフォームへの参加、地域建設産業活性化支援事業に関するパートナー協定の締結、栃木県事業引継ぎ支援センターへの参加により対応しているところです。

■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

創業・新事業支援面では、平成25年度に創業・新事業支援についての覚書を真岡商工会議所、栃木県商工会連合会と締結いたしました。創業及び起業の事業資金に対する融資実行、各商工団体との連携を強化し創業・新事業支援に取り組んでおります。成長段階における支援は、取引先のライフサイクルに応じた対応に取り組み、特に成長分野への金融支援、販路拡大(ビジネスマッチング・商談会等)支援、経営改善、事業再生、業種転換等の支援では、経営改善計画策定支援、外部機関の専門家を活用することにより支援に取り組んでおります。

● 創業・新規事業開拓の支援

創業・新事業支援については、起業されるお客様へ公的補助制度、制度資金の利用を含め事業資金の融資を行っております。また、新規事業の資金需要については積極的に取り組んでおります。

● 成長段階における支援

成長段階への支援の取り組みは、お客様の資金ニーズに合わせ積極的に取り組むところであり、担保・保証に過度に依存しない融資の姿勢で対応しております。また、ビジネスマッチング等による取引先の販路拡大の支援、外部機関の専門家を活用した支援を図っております。

● 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善・事業再生の支援については、経営改善計画策定支援、貸付のリスケジュール、改善計画策定後のフォローアップを主に取り組んでおり、外部機関(中小企業再生支援協議会、経営改善支援センター、経営サポート会議等)の制度・機能を活用するとともに、コンサルティング機能を強化して対応を図っております。また、平成25年8月に事業再生を目的としたとちぎネットワークファンドが設立され、構成機関として参加いたしました。

(平成29年度経営改善支援先22先)

■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み事例(平成29年度)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等
① 卸売業者から、代表者の個人保証免除の申請がありました。同社の経営状況は安定推移しており、每期利益計上し、会社経営は法人個人が分離されている。
2. 取組み内容
① 同社の事業規模・法人個人の経営分離状況・経営状況等を検討し、与信総額の内、一定額を上限とし代表者保証を免除することとしました。今後の上限額は同社の経営状況を精査し更に検討することとしました。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	平成28年度	平成29年度
新規に無保証で融資した件数	3件	0件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.66%	0.00%
保証契約を解除した件数	6件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

■地域の活性化に関する取組状況

当組合の地元企業の活性化の取組みは、経営者のスキル向上や異業種とのネットワークづくりの場とする目的で、次世代の経営者や幹部を対象に「もおしん経営塾」を開催しました。また、「ものづくり企業展示・商談会2017」の共催、「2017 しんくみ食のビジネスマッチング展」の協賛により、取引先への参加活動を行っております。平成25年9月、今後成長が見込まれる農林漁業の6次産業化へ取り組む「とちまる6次産業化成長応援ファンド」が設立され、構成機関として参加いたしました。

経営内容

■ 当組合の自己資本の充実状況等について

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目(1)で構成されており、平成29年度末の自己資本の額5,423百万円のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預かりしている普通出資金555百万円が該当します。期限付劣後債務、期限付優先出資等による調達は行っておりません。

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	平成28年度	経過措置による不算入額	平成29年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	5,211,096		5,351,006	
うち、出資金及び資本剰余金の額	554,065		555,286	
うち、利益剰余金の額	4,673,586		4,806,809	
うち、外部流出予定額(△)	16,555		11,089	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	65,269		74,324	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	65,269		74,324	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,276,365		5,425,330	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,119	746	1,716	429
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,119	746	1,716	429
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,119		1,716	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,275,246		5,423,614	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	41,472,985		45,369,991	
資産(オン・バランス)項目	41,451,605		45,352,868	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 900,533		△ 900,848	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	746		429	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 901,279		△ 901,277	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス取引等項目	18,333		14,442	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	3,043		2,584	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	3		95	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,997,324		1,894,502	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	43,470,309		47,264,493	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.13%		11.47%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことコア資本比率についても、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分に確保しております。また当組合は、各エクスポージャーが一部分に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、中期経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げが第一と考えております。また収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定しており、実現性の高いものとなっております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	41,472	1,658	45,369	1,814
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	42,370	1,694	46,268	1,850
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	38	1	41	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	17	0	19	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	20	0	10	0
我が国の政府関係機関向け	212	8	193	7
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,271	250	6,026	241
法人等向け	16,363	654	18,673	746
中小企業等向け及び個人向け	8,033	321	8,698	347
抵当権付住宅ローン	1,858	74	1,849	73
不動産取得等事業向け	4,145	165	4,467	178
三月以上延滞等	218	8	398	15
取立未済手形	0	0	1	0
信用保証協会等による保証付	369	14	376	15
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	565	22	535	21
（うち出資等のエクスポージャー）	565	22	535	21
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	4,256	170	4,975	199
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	2,252	90	2,752	110
（うち信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー）	200	8	200	8
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	68	2	79	3
（うち右記以外のエクスポージャー）	1,735	69	1,943	77
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
うち再証券化	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—	—	—
うち再証券化	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	0	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 901	△ 36	△ 901	△ 36
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	3	0	2	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	1,997	79	1,894	75
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	43,470	1,738	47,264	1,890

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引）によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び引当割合動案前の段階でリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

■ 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引		債 券		デリバティブ取引		その他			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度		
国内	99,317	107,245	38,346	40,872	19,105	19,955	—	—	41,864	46,417	961	1,082
国外	4,094	3,602	—	—	4,094	3,602	—	—	—	—	—	—
地域別合計	103,411	110,847	38,346	40,872	23,200	23,557	—	—	41,864	46,417	961	1,082
製造業	2,583	2,754	1,683	1,854	900	899	—	—	—	—	146	106
農業、林業	1,155	1,124	1,155	1,124	—	—	—	—	—	—	13	29
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	5,999	6,788	5,699	6,188	300	600	—	—	—	—	118	120
電気、ガス、熱供給、水道業	5,767	6,528	762	1,131	5,005	5,397	—	—	—	—	—	—
情報通信業	321	330	20	30	300	300	—	—	0	0	1	—
運輸業、郵便業	2,757	3,364	1,451	1,758	1,300	1,500	—	—	5	105	11	11
卸売業、小売業	3,080	3,293	2,879	2,893	200	400	—	—	0	0	127	279
金融業、保険業	45,110	48,999	310	310	6,947	6,404	—	—	37,852	42,284	—	—
不動産業	6,694	7,279	5,594	5,679	1,100	1,600	—	—	—	—	60	38
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	653	633	653	633	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	647	683	647	683	—	—	—	—	—	—	8	15
生活関連サービス業、娯楽業	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—	0	—
教育、学習支援業	194	187	194	187	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	739	944	739	944	—	—	—	—	—	—	2	1
その他のサービス	4,027	4,127	4,025	4,025	—	100	—	—	2	2	294	295
その他の産業	670	621	670	621	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	7,580	6,805	428	443	7,145	6,355	—	—	6	6	—	—
個人	11,428	12,360	11,428	12,360	—	—	—	—	—	—	175	183
その他	3,997	4,018	—	—	—	—	—	—	3,997	4,018	—	—
業種別合計	103,411	110,847	38,346	40,872	23,200	23,557	—	—	41,864	46,417	961	1,082
1年以下	15,548	13,568	2,433	2,781	931	900	—	—	12,183	9,886	—	—
1年超3年以下	17,850	28,887	2,014	2,024	2,602	4,903	—	—	13,234	21,959	—	—
3年超5年以下	18,011	12,408	2,882	2,944	3,704	1,763	—	—	11,425	7,700	—	—
5年超7年以下	6,706	8,433	2,259	2,243	4,447	6,189	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	11,345	9,995	3,234	2,898	7,411	6,396	—	—	700	700	—	—
10年超	28,833	30,030	23,029	25,326	3,803	2,903	—	—	2,000	1,800	—	—
期間の定めのないもの	5,115	7,524	2,493	2,653	300	500	—	—	2,322	4,371	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	103,411	110,847	38,346	40,872	23,200	23,557	—	—	41,864	46,417	961	1,082

- (注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.31の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等」には当該引当金の金額は含めておりません。

3. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
製造業	27	112	112	114	5	—	22	112	112	114	—	—
農業、林業	17	16	16	18	—	—	17	16	16	18	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	82	81	81	86	—	—	82	81	81	86	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	—
運輸業、郵便業	22	22	22	21	—	0	22	22	22	21	—	—
卸売業、小売業	111	119	119	123	—	3	111	117	119	123	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	158	158	158	141	—	—	158	158	158	141	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	10	10	10	12	—	—	10	10	10	12	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	299	298	298	297	—	—	299	298	298	297	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	145	153	153	157	—	0	145	153	153	157	—	—
合計	878	974	974	974	5	3	873	973	974	974	—	—

(注)1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	4,959	13,577	4,438	18,718
10%	2,301	3,926	2,001	3,792
20%	6,568	25,345	6,054	24,779
35%	—	5,308	—	5,285
50%	8,727	1,696	10,214	1,509
75%	—	6,764	—	7,758
100%	1,585	21,995	1,527	23,722
150%	—	43	—	206
350%	—	—	—	—
その他	600	11	804	10
自己資本控除	—	—	—	—
合計	24,741	78,669	25,041	85,782

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

ア. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当組合は「標準的手法」を採用するにあたり、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス

経営内容

信用リスク削減手法に関する事項

《信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー》

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保 証		クレジット・デリバティブ	
	適格金融資産担保		平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,058	991	1,176	1,076	—	—
① ソブリン向け	12	14	1,176	1,076	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	269	229	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け	594	565	—	—	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	6	5	—	—	—	—
⑦ 3ヵ月以上延滞等	1	0	—	—	—	—
⑧ 上記以外	172	176	—	—	—	—

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

3. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

1. 信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、組合が定める規定等により適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「取引約定書」や規定等に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引は保有する投資信託に内包されているもの以外はありません。

●与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を採用しています。

●取引相手のリスクの状況

(単位:千円)

項 目	平成28年度		平成29年度	
	簿価 想定元 本額	又は 与信相当額	簿価 想定元 本額	又は 与信相当額
派生商品取引合計	515,113	11,382	561,866	10,545
(i)外為関連取引	499,917	11,382	510,375	9,501
(ii)金利関連取引	15,195	—	46,831	228
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	4,659	815
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ取引	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	515,113	11,382	561,866	10,545

(注)上記計上額は投資信託に内包されているものとなっており、それ以外に残高はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

経営内容

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	1,477	1,477	1,435	1,435
合計	1,477	1,477	1,435	1,435

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
売却益	—	—
売却損	0	0
償却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	△ 63	△ 71

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

ア. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要に関する事項

上場株式、非上場株式、投資信託等が該当し、これらのリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、財務諸表や運用報告書を基に定期的にモニタリングを実施、運用状況等必要に応じて運用会議で報告、ALM委員会で投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当組合が定める「有価証券等運用規定」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■ 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義しております。具体的には、組合が定める「リスク管理規程・リスク管理要領」に則り、リスク管理部署が、BPV、VaR、アウトライアー基準(パーセントイル値)のリスク指標を活用して金利リスクのモニタリング、分析を行っております。分析結果等はALM委員会へ報告し、内容を協議するなど適切なリスク管理に努めております。

管理方法としては、リスクリミット、ポジション枠等を設定し管理しています。このように、当組合では将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行っております。

(2) 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステム、証券会社で構築した有価証券管理システムの両方を用いて、BPV、VaR、アウトライアー基準により金利リスクを計測しております。

- ・BPV(100BPV)・・・市場金利が1%上昇(平行移動)した時の現在価値変動額
- ・VaR(バリュー・アット・リスク)・・・過去のデータを使って(観測期間)、一定の期間に(保有期間)、一定の確率で発生し得る(信頼区間)、最大の損失額
- ・アウトライアー基準(%タイル値)・・・一定の金利ショックを想定した場合の現在価値変動額

*100BPV	・計測対象 「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産
	・計測頻度 月次(前月末基準)
*VaR	・算出前提 保有期間 60日、信頼区間 99%、観測期間 1年間
	・計測対象 「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産
	・計測頻度 月次(前月末基準)
*アウトライアー基準	
	・計測手法 金利リスク・ラダー方式、ギャップ分析手法 (保有する資産・負債の満期を基準にして、満期が同一期間帯において資産・負債の額のギャップ(どちらがどれだけ上回っているか)を把握し、金利改定スケジュールによる金利シナリオを設定して、リスクを把握する)
	・計測対象 「運用勘定・調達勘定」のうち金利感応資産
	・コア預金 流動性預金の現残高の50%相当額 (①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額 以上3つのうち最小の額を上限とする)
	・金利ショック幅 99%タイル及び1%タイル
	・計測頻度 月次(前月末基準)

アウトライアー基準 金利リスク量 (単位：百万円)

区 分	運用勘定		調達勘定	
	平成29年3月末	平成30年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末
貸出金	114	162	定期性預金	64
有価証券	359	459	要求払預金	61
預け金	175	209	その他	4
その他	0	1	調達勘定合計	130
運用勘定合計	650	832		179

区 分	平成29年3月末	平成30年3月末
銀行勘定の金利リスク	520	653
アウトライアー比率(%)	9.857%	12.041%

証券業務

■ 公共債窓販売実績

(単位：百万円)

項 目	平成28年度	平成29年度
国債	1	4

(注)個人向け国債のみ取扱っており、新型窓口販売方式国債、地方債、政府保証債は取扱っておりません。

その他業務

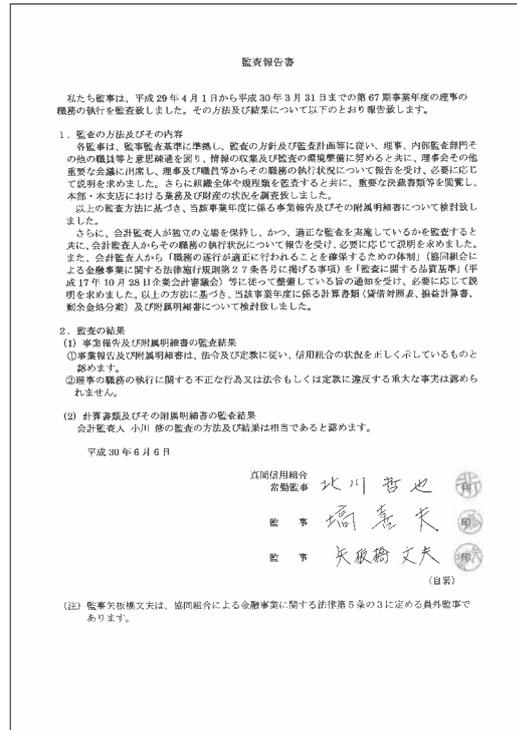
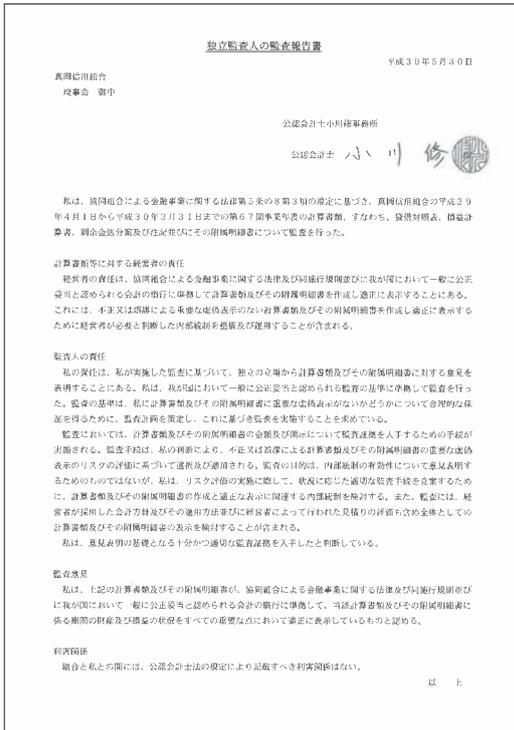
■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第67期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成30年6月27日
真岡信用組合
理事長 塚田 義孝

■ 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「公認会計士小川修事務所」の監査を受けております。

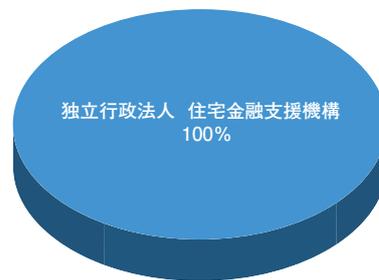


■ 代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区分	平成28年度末	平成29年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人 住宅金融支援機構	660	551
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
その他	—	—
合計	660	551

平成29年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



■ 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

区分	平成28年度				平成29年度			
	他の金融機関へ向けた分		他の金融機関から受けた分		他の金融機関へ向けた分		他の金融機関から受けた分	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
振込	27,042	28,130	54,700	23,714	28,378	27,334	56,355	26,141
送金	—	—	—	—	—	—	—	—
代金取立	37	14	65	59	27	10	49	40
雑為替	1,632	1,009	800	696	1,664	1,107	859	538
合計	28,711	29,153	55,565	24,469	30,069	28,451	57,263	26,719

その他業務

各種手数料一覧

(平成30年4月2日現在)

○発行手数料

証 明 書	都 度 発 行 324円 継 続 発 行 324円 手 書 き 発 行 1,080円 制 定 外 用 紙 発 行 1,080円 英 文 発 行 540円 会 計 監 査 人 制 定 用 紙 3,240円	残 高 証 明 書 (1通につき)	324円
		住 宅 取 得 控 除 証 明 書 (1通につき)	540円
		利 息 証 明 書 (1通につき)	324円
		融 資 証 明	2,160円
		非 事 業 性 資 金	2,160円
		事 業 性 資 金	3,240円
当 座 勘 定	小 切 手 帳 発 行 (1冊50枚)	1,296円	
	約 束 手 形 帳 発 行 (1冊50枚)	1,620円	
	預 金 小 切 手 発 行 (1枚につき)	540円	
	マル専当座取扱手数料(割戻通知書1通あたり)	3,240円	
新 規	磁気キャッシュカード(代理人カード)	864円	
	ICキャッシュカード(代理人カード含)	1,080円	
再 発 行	通 帳 ・ 証 書	864円	
	磁気キャッシュカード・貸金庫カード		
	ICキャッシュカード・ローンカード	1,080円	
株式払込委託手数料		10,800円	

○融資関連手数料

事 務 手 数 料	フリー・その他消費ローン	3,240円	
	カーライフ・奨学ローン		
	カーライフ・奨学ローン(保証料一括払商品)	1,620円	
	条件変更手数料 ※事業性融資含む、上記保証料先払商品は除く	3,240円	
	保証協会付融資手数料(新規実行時)	1,080円	
カードローン発行手数料	無料		
不 調 動 査 産 手 担 数	事 業 性	設 定	10,800円
		変 更	
		一 部 解 除	5,400円
	非 事 業 性	設 定	16,200円
		変 更	10,800円
		一 部 解 除	5,400円
保 料	※上記とは別に登記費用が必要となります。		
動産担保事務取扱手数料		10,800円	
住 宅 ロ ー ン 関 連	新規取扱手数料(プロバリアフォームローン含)	5,400円	
	保証会社事務取扱手数料	54,000円	
	(新規取扱時)	108,000円	
	住宅ローン	21,600円	
	アパートローン	21,600円	
	残高500万円未満		
	全額繰上返済手数料	32,400円	
	残高500万円以上 1,000万円未満		
一部繰上返済手数料	5,400円		
固定金利選択手数料	5,400円		
※変動金利から固定金利に変更時 ※再度固定金利を選択時			

○ATM利用手数料

○当組合ATM利用					
	ご 利 用 時 間	当 組 合 カ ー ド		他 行 カ ー ド	
		預 入	引 出	預 入	引 出
平 日	8:45 ~ 18:00	無料		108円	108円
	18:00 ~ 19:00	無料		216円	216円
土 曜	9:00 ~ 14:00	無料		108円	108円
	14:00 ~ 17:00	無料		216円	216円
日 曜 祝 日	9:00 ~ 17:00	無料		216円	216円
	※日曜稼働店舗:本店・益子支店・芳賀支店・長田支店・荒町支店 ※祝日稼働店舗:本店・芳賀支店・長田支店・荒町支店				

○セブン銀行ATM利用

	ご 利 用 時 間	預 入		引 出	
		108円	108円	108円	108円
平 日	0:00 ~ 8:45	108円		108円	
	8:45 ~ 18:00	無料		無料	
	18:00 ~ 24:00	108円		108円	
土 曜	0:00 ~ 9:00	108円		108円	
	9:00 ~ 14:00	無料		無料	
	14:00 ~ 24:00	108円		108円	
日 曜・祝 日	0:00 ~ 24:00	108円		108円	

○貸金庫・夜間金庫使用料

貸 金 庫	本	12,960円	7,560円	
	小	12,960円	7,560円	
	中	16,200円	9,720円	19,440円
	大	21,600円	15,120円	25,920円
※荒町支店は全自動貸金庫となります。				
夜 間 金 庫	本店・益子支店・七井支店・芳賀支店・長田支店・荒町支店 12,960円			

○個人情報開示

個人データ通知手数料(1通につき)	1,080円
-------------------	--------

○円貨両替手数料

両 替 枚 数	1枚~100枚	101枚~500枚	501枚~1,000枚	1,001枚以上
手 数 料	無料	216円	432円	648円

○内国為替手数料

窓 口 振 込	5万円未満	当組合宛	自店宛	108円	
		他行宛	本店宛	216円	
5万円以上	当組合宛	自店宛	324円		
	他行宛	本店宛	324円		
5万円未満	当組合宛	自店宛	108円		
	他行宛	本店宛	432円		
5万円以上	当組合宛	自店宛	108円		
	他行宛	本店宛	216円		
5万円未満	当組合宛	自店宛	無料		
	他行宛	本店宛	無料		
5万円以上	当組合宛	自店宛	無料		
	他行宛	本店宛	540円		
5万円未満	当組合宛	自店宛	無料		
	他行宛	本店宛	108円		
5万円以上	当組合宛	自店宛	無料		
	他行宛	本店宛	432円		
5万円未満	当組合宛	自店宛	108円		
	他行宛	本店宛	108円		
5万円以上	当組合宛	自店宛	216円		
	他行宛	本店宛	648円		
送 金		当組合本店宛	※取扱いは地方公共団体に 限ります。	無料	
		他 行 宛		648円	
自 動 送 金	組 合 員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
		他行宛	本店宛	324円	
5万円以上	当組合宛	自店宛	無料		
	他行宛	本店宛	540円		
非 組 合 員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料	
	他行宛	本店宛	108円		
5万円以上	当組合宛	自店宛	432円		
	他行宛	本店宛	216円		
代 金 取 立	他 行 取 立	個 別 取 立	864円		
		集 中 取 立	648円		
当 組 合 取 立		自 店 内	無料		
		本 支 店 間	216円		
交換取立		216円			
他行の通帳・証書等取立		864円			
不渡手形等の返却		864円			
取立手形等の組戻		864円			
振込・送金の組戻		864円			
振込訂正手数料		108円			

○インターネットバンキング

振 込	組 合 員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料
		他行宛	本店宛	216円	
5万円以上	当組合宛	自店宛	無料		
	他行宛	本店宛	324円		
非 組 合 員	5万円未満	当組合宛	自店宛	無料	
	他行宛	本店宛	108円		
5万円以上	当組合宛	自店宛	324円		
	他行宛	本店宛	216円		
5万円未満	当組合宛	自店宛	無料		
	他行宛	本店宛	216円		
5万円以上	当組合宛	自店宛	無料		
	他行宛	本店宛	324円		

契約手数料(初期費用)		無料
月額基本料金	個人	無料
	法人 個人事業主	照会・振込・振替 照会・振込・振替・デ ータ伝送(総合振込・給 与賞振込・口座振替)

※各種手数料は、消費税を含んだ表示となります。

その他業務

■ 主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

取扱っておりません。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国

送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 保険窓販業務

個人年金保険、住宅ローン関連の長期火災保険、8大疾病補償付債務返済支援保険、自動車保険、傷害保険、医療保険、がん保険を取扱っております。

H. 国債窓販業務

個人向け国債の募集の取扱いを行っております。

I. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

J. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

K. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、㈱日本政策金融公庫、

(ㇿ) 商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(c) 日本銀行の歳入復代理店業務

(ハ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ニ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ホ) 保護預り及び貸金庫業務

■ 店舗一覧

金融機関コード：2122

(平成30年6月末現在)

店舗コード	店名	住所	電話番号	FAX番号	ATM
002	本店営業部	〒321-4361 栃木県真岡市並木町1-13-1	0285-82-3401	0285-84-7007	2台
003	益子支店	〒321-4217 栃木県芳賀郡益子町益子1711-4	0285-72-3221	0285-72-4571	2台
004	七井支店	〒321-4104 栃木県芳賀郡益子町大沢19-1	0285-72-2503	0285-72-6615	2台
005	芳賀支店	〒321-3307 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井南3-8-1	028-677-0138	028-677-3934	2台
006	長田支店	〒321-4364 栃木県真岡市長田2-16-5	0285-82-6311	0285-82-6882	1台
007	荒町支店	〒321-4305 栃木県真岡市荒町1080-1	0285-85-0800	0285-85-0805	2台

※益子支店は2020年4月に新築移転予定です。

店舗のご案内



本店



益子支店



七井支店



芳賀支店



長田支店



荒町支店

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ごあいさつ…………… 2	30. 役員取引の状況…………… 27	59. リスク管理債権及び同債権に対する保全額 *… 32
【概況・組織】	31. その他業務収益の内訳…………… 29	(1) 破綻先債権
1. 事業方針…………… 13	32. 経費の内訳…………… 27	(2) 延滞債権
2. 事業の組織 *…………… 5	33. 総資産経常利益率 *…………… 27	(3) 3か月以上延滞債権
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *… 6	34. 総資産当期純利益率 *…………… 27	(4) 貸出条件緩和債権
4. 会計監査人の氏名又は名称 *…………… 6	【預金に関する指標】	60. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 *… 32
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *…………… 43	35. 預金種目別平均残高 *…………… 30	61. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細) *… 35
6. 自動機器設置状況…………… 43	36. 預金者別預金残高…………… 30	62. 有価証券、金銭の信託等の評価 *…………… 28.29
7. 地区一覧…………… 5	37. 財形貯蓄残高…………… 30	63. 外貨建資産残高…………… 取扱いなし
8. 組合員数…………… 5	38. 職員1人当り預金残高…………… 29	64. オフバランス取引の状況…………… 28
9. 子会社の状況…………… 該当なし	39. 1店舗当り預金残高…………… 29	65. 先物取引の時価情報…………… 取扱いなし
【主要事業内容】	40. 定期預金種類別残高 *…………… 30	66. オプション取引の時価情報…………… 取扱いなし
10. 主要な事業の内容 *…………… 43	【貸出金等に関する指標】	67. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *…………… 31
11. 信用組合の代理業者 *…………… 取扱いなし	41. 貸出金種類別平均残高 *…………… 30	68. 貸出金償却の額 *…………… 31
【業務に関する事項】	42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *… 31	69. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について **… 41
12. 事業の概況 *…………… 13.14.15.16	43. 貸出金金利区分別残高 *…………… 30	70. 会計監査人による監査 *…………… 41
13. 経常収益 *…………… 28	44. 貸出金使途別残高 *…………… 31	【その他の業務】
14. 業務純益…………… 27	45. 貸出金業種別残高・構成比 *…………… 30	71. 国内為替取扱実績…………… 41
15. 経常利益(損失) *…………… 28	46. 預貸率(期末・期中平均) *…………… 29	72. 外国為替取扱実績…………… 取扱いなし
16. 当期純利益(損失) *…………… 28	47. 消費者ローン・住宅ローン残高…………… 31	73. 公共債買取実績…………… 40
17. 出資総額、出資総口数 *…………… 28	48. 代理貸付残高の内訳…………… 41	74. 公共債引受額…………… 取扱いなし
18. 純資産額 *…………… 28	49. 職員1人当り貸出金残高…………… 29	75. 手数料一覧…………… 42
19. 総資産額 *…………… 28	50. 1店舗当り貸出金残高…………… 29	【その他】
20. 預金積金残高 *…………… 28	【有価証券に関する指標】	76. トピックス…………… 3.4
21. 貸出金残高 *…………… 28	51. 商品有価証券の種類別平均残高 *… 取扱いなし	77. 当組合の考え方…………… 13
22. 有価証券残高 *…………… 28	52. 有価証券の種類別平均残高 *…………… 31	78. 沿革・歩み…………… 5
23. 単体自己資本比率 *…………… 28	53. 有価証券種類別残存期間別残高 *…………… 31	79. 継続企業の前提の重要な疑義 *…………… 該当なし
24. 出資配当金 *…………… 28	54. 預証率(期末・期中平均) *…………… 29	80. 総代会について **…………… 7.8
25. 職員数 *…………… 28	【経営管理体制に関する事項】	81. 報酬体系について **…………… 21
【主要業務に関する指標】	55. 法令遵守の体制 *…………… 19	【地域貢献に関する事項】
26. 業務粗利益及び業務粗利益率 *…………… 27	56. リスク管理体制 *…………… 17.18	82. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等) **… 9~12
27. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 *… 27	57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *… 22	83. 地域密着型金融の取組み状況 **…………… 33.34
28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *… 27.28	【財産の状況】	84. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 *… 33.34
29. 受取利息、支払利息の増減 *…………… 27	58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書 *… 23~27	85. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について **… 34

ちかくにいるから、
チカラになれる。

Shinkumi Bank



〒321-4361 栃木県真岡市並木町一丁目13番地1
TEL : 0285-82-3496 FAX : 0285-83-5155
ホームページ : <http://www.moka.shinkumi.jp/>